



サウジアラビア進出に必要な
ビジネス法ガイド

サウジアラビア進出に必要な ビジネス法ガイド

第3版

Japanese Edition

AL TAMIMI & COMPANY

JEDDAH OFFICE

Mr. Rakesh Bassi
King's Road Tower,
11th Floor,
King Abdulaziz Road,
Al Shate'a District,
P.O. Box 140303
Jeddah, Saudi Arabia
21333

T: +966 12 263 8900
F: +966 12 263 8901
E: infojeddah@tamimi.com

AL KHOBAR OFFICE

Mr. Jonathan Reardon
Zamil House,
9th Floor,
Prince Turkey Street,
Corniche District,
P.O. Box 32348
Al Khobar, Saudi Arabia
31952

T: +966 13 821 9960
F: +966 13 821 9966
E: infokhobar@tamimi.com

RIYADH OFFICE

Mr. Grahame Nelson
Sky Towers, North Tower,
9th Floor,
King Fahad Road,
Olaya District,
P.O. Box 300400
Riyadh, Saudi Arabia
11372

T: +966 11 416 9666
F: +966 11 416 9555
E: inforiyadh@tamimi.com

本出版物(英文)の著作権は Al Tamimi & Company に帰属します。

本出版物の記載内容は、具体的な法的助言の代用となることを意図するものではありません。個人使用及び法律で許可されているその他の非営利使用を除き、本出版物のいかなる部分も、Al Tamimi & Company の事前の書面による許可無く、ハードコピー又はデジタル若しくは電子的形式にかかわらず、複製、配布又は転載することはできません。本出版物の複製許可については、info@tamimi.com までお問い合わせください。

KEY CONTACTS

HUSAM HOURANI

Managing Partner
h.hourani@tamimi.com

ABDULLAH AL TAMIMI

Partner
Head of Litigation – Saudi Arabia
a.tamimi@tamimi.com

BANDAR AL HAMIDANI

Partner
Head of Sports & Events – Saudi Arabia
b.alhamidani@tamimi.com

EMAD SALAMEH

Partner
Litigation
e.salameh@tamimi.com

GRAHAME NELSON

Partner
Head of Office – Riyadh
g.nelson@tamimi.com

HESHAM AL HOMOUD

Partner
Head of Corporate Structuring
– Saudi Arabia
h.alhomoud@tamimi.com

JONATHAN REARDON

Head of Office – Al Khobar
j.reardon@tamimi.com

NICK O'CONNELL (日本語対応可)

Partner
Head of Technology, Media &
Telecommunications – Saudi Arabia
n.oconnell@tamimi.com

RAKESH BASSI

Head of Office – Jeddah
r.bassi@tamimi.com

MOSTYN RISCHMUELLER

Marketing & Business Development
m.rischmueller@tamimi.com

なお、本出版物の日本語訳は、西村あさひ法律事務所の以下の弁護士によるものです。

森 下 真 生

m_morishita@jurists.co.jp

桑 形 直 邦

n_kuwagata@jurists.co.jp

今 泉 勇

i_imaizumi@jurists.co.jp

鈴 木 多 恵 子

t2_suzuki@jurists.co.jp

和 田 卓 也

t_wada@jurists.co.jp

山 本 峻 暢

tak_yamamoto@jurists.co.jp



目次

10	Al Tamimi & Companyについて
12	はじめに
16	法制度
20	サウジ・ビジョン2030
30	サウジアラビアへの輸出
34	サウジアラビアにおける事業設立
42	課税
46	競争法
50	雇用
56	政府契約
60	汚職防止
66	株式市場
70	金融
78	倒産
82	不動産
88	ITと通信
92	知的財産
98	紛争解決

AL TAMIMI & COMPANYについて

Al Tamimi & Companyは、中東最大の法律事務所として、法律はもとよりビジネスに関する豊富な知見を有しています。

1989年に設立されたAl Tamimi & Companyは、企業法務を主に取り扱う総合法律事務所としてその専門知識、経験及び地域の見識を結集し、クライアントに中東において安全かつ費用対効果の高いリーガルソリューションを提供します。

当事務所は、サウジアラビア市場の重要性を踏まえ、2008年にリヤドオフィスを開業し、続けてジッダ(2015年)、東部州のアル・コバール(2016年)にオフィスを開設しました。現在我々はサウジアラビアにおける最大の法律事務所であり、サウジアラビア全土においてクライアントのニーズに対応しています。

当事務所の弁護士は、サウジアラビアの弁護士資格を有する女性弁護士を含め、その多くがサウジアラビア国籍であり、我々はそのことに大きな誇りを持っています。当事務所のサウジアラビア事務所は、他中東地域の同僚と常に連携し、幅広い法的サービスを提供しています。

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

www.tamimi.com



はじめに

サウジアラビアは、圧倒的な中東最大の経済国であり、経済は、歴史的に石油生産に牽引され、石油による収益が輸出収益を占めてきました。

近年、一部石油価格の下落を受けて、サウジ政府は、国の経済発展を目的とした数々の措置を講じており、2016年初頭には、経済多角化のロードマップであるサウジ・ビジョン2030を発表しました。

サウジ・ビジョン2030でまとめられた計画には、一定の規制緩和、外国投資の奨励、特定の経済分野における民営化が含まれ、技術、教育、娯楽、観光、ヘルスケア、運輸、インフラ、鉱業、水、及び農業産業は、企業にビジネスチャンスをもたらす政府の優先取組分野のごく一部である。

サウジ・ビジョン2030の実施は、サウジアラビア経済のあらゆる部門に大きな変化を促します。Al Tamimi & Companyは、サウジアラビアで強固な基盤を有する法律事務所として、この構想がもたらす大きな機会に期待を寄せています。

ガイドは、サウジアラビアにおける事業機会を検討する際に生じうる法的論点について概説するものであり、このガイドが読者のお役に立てば幸いです。



ESSAM AL TAMIMI

シニア・パートナー及び設立者
Al Tamimi & Company



HUSAM HOURANI

マネージング・パートナー
Al Tamimi & Company

Seeing the bigger picture

Al Tamimi & Company knows more than just the law. We focus on the here and now and also understand that our advice may affect the future. We therefore ensure our lawyers think about the situation at hand, current and future challenges and potential opportunities.

In a region where the legal landscape is never black and white, we have the knowledge, expertise and cultural awareness to make sure our clients are at the forefront of doing business in the Middle East.

17 Offices | 9 Countries | 350 Lawyers

www.tamimi.com

法制度



法制度

シャリーア法(Shari'ah)

国家統治基本法(Basic Law of Governance)によると、サウジアラビア王国は、アラブ・イスラム国の完全なる主権国家である。その宗教はイスラム教で、憲法は聖クルアーン(Qur'an)及び預言者ムハンマドのスンナ(Sunnah)(言行)である。聖クルアーン及びスンナは、イスラムのシャリーア法を形成するサウジアラビア法全ての原理の基盤である。

統治

サウジアラビアは君主国であり、サルマーン・ビン・アブドゥルアズィーズ・アール＝サウド(Salman bin Abdulaziz Al Saud)国王により、諮問評議会(Shoura Council)と呼ばれる指名評議会との協議を通して統治が行われる。国王は、国家元首(Head of State)であると同時に首脳(Head of Government)でもあり、国内の政治上の諸事項について責任を負う大臣で構成される内閣である閣議(Council of Ministers)の議長を務める。

サウジアラビアの各地域は、知事が、政府が任命した者及び公選により選任された議員で構成される地方評議会と協議して管理監督する。

司法制度

サウジアラビアの裁判所は、基本的なシャリーア法の教義を適用するにあたり、広範な裁量権を有する。裁判所は、一般的に、公正かつシャリーア法の原則に従うように事件を解決する能力があるとされる。司法の独立は、国家統治基本法及び司法制度法(Law of the Judiciary)が定める原則である。

契約締結

契約の締結及び執行は、シャリーア法の原則に準拠する。シャリーア法上明示的に禁止されていない契約であれば、その有効性が認められる。契約は、サウジアラビア法及びシャリーア法の遵守を確認すべく、締結前に精査されるべきである。ある裁判所が管轄権を認めた場合、契約が規定する外国の準拠法は効力を有しない。

実務上、契約当事者は、一般的に、自由に商取引の合意ができる。但し、シャリーア法の原則(サウジアラビアで解釈され適用される原則)若しくは世俗法(secular law)又はその他の制定法上若しくは規制上考慮すべき事項に違反する場合を除く。例えば、利息の支払(イスラム教では禁止される)に関する債務は、一般的にサウジアラビアでは法的強制力がない。

● 人口

3300万人(2017年推定)。

● 宗教

イスラム教

● 通貨

サウジリアル。現在は、ドルペッグ制(1米ドル=3.75サウジリアル)。

● 言語

アラビア語。但し、ビジネスでは英語が広く使用される。





サウジ・ビジョン2030

サウジ・ビジョン2030

サウジ・ビジョン2030は、経済を多角化し、世界的なエネルギー価格の下落に伴う諸課題に取り組むサウジ政府のロードマップとして、2016年4月に発表された。2016年6月には、24の政府機関が様々な戦略的構想により中間目標を達成するべく、国家変革計画(National Transformation Program (NTP))2020が発表された。

サウジ・ビジョン2030及び国家変革計画は、ビジネス及び社会的な要素に幅広く及ぶため、サウジアラビアの全ての事業部門において抜本的な変化及び機会がもたらされると見込まれる。ここでは、民間部門の関与を増やし、政府活動の多くを民営化することにより、諸産業を発展させることが重視されている。その構想及び機会の範囲は、社会的及び地域関連のプロジェクト(例えば、住宅、スポーツセンター、公共施設)並びに教育、ヘルスケア、地方自治体のサービス、エネルギー、環境、工業・製造業、石油・ガス、技術及び輸送分野にまで及ぶ。

サウジ・ビジョン2030及び国家変革計画公表後の発展を見れば、急速な変化が生じていることは明らかである。政府は、民間部門の関与を奨励しており、多くの民営化が予想され、外国投資家、現地投資家、貸付人及びアドバイザーに対して機会がもたらされることが期待される。その他の投資は、合弁事業又は官民パートナーシップという形態をとる可能性もあり、官民パートナーシップについて定める新法が期待されている。

2016年から2020年までの国家変革計画構想の予想費用

Expected Cost of NTP Initiatives over 5 years	サウジリアル(億)	%
政府	2680	60
民間	1790	40
合計	4470	100

サウジ・ビジョン2030及び国家変革計画では、特に次の内容が計画されている。

- ・ 民営化 - 幅広い国有資産を民営化する。
- ・ サウジアラムコのIPO及び海外投資 - 国営石油会社サウジアラムコ(Saudi Aramco)の株式を最大で5%上場し、その収益を公共投資ファンド(Public Investment Fund (PIF))に投資し、最大3兆米ドルのソブリン・ウエルス・ファンドとして世界的に運用する。
- ・ 民間部門の投資 - 民間部門の寄与をGDPの40%から65%まで増加させる。特に、エネルギー、ヘルスケア、住宅及び市民サービスに重点を置く。

- ・ 外国投資 - 外国直接投資を300億サウジリアルから700億サウジリアルまで増加させる。投資承認期間の短縮化を図る。
- ・ 防衛産業 - 軍事機器に関する支出の50%を2030年までに国内化する。
- ・ 鉱業 - 2020年までに970億サウジリアルを目標に大幅成長を促進し、9万人の雇用機会を創出するための改革を行う。
- ・ 電気通信業界 - 電気通信及びITインフラ(高速ブロードバンドを含む。)を推進する。
- ・ 輸送 - 国内及び越境の経済基盤をつなぐ、地域物流ハブを創設する。
- ・ 石油・ガス - 当該部門の国内供給率を40%から75%まで継続的に向上させ、サポート部門の開発、ガス製品の増加、及び国内のガス販売網の開発を行う。
- ・ 再生可能エネルギー産業 - 民間部門の参画と共に発展させ、炭化水素への依存を結果的に減少させる。
- ・ 小売及び貿易部門 - 外国からの投資の規制緩和により、100万人の雇用を創出する目的で発展させる。
- ・ 教育 - 民間部門の関与を増やし、民間による高等教育の学生の割合を6%から15%まで増やすことを目標とする。
- ・ ヘルス部門 - 数多くの官民パートナーシップにより、ヘルスケア支出に対する民間部門の寄与を25%から35%まで増やす。
- ・ 住宅 - ライセンス手続の迅速化、特別な融資商品及び民間による公共住宅への投資を奨励するパートナーシップを確立し、国有地を開発する。なお、住宅分野は、国家変革計画で、政府支出が最も多い分野である。
- ・ ジュベイル・ヤンプー王立委員会 - 民間部門の投資を増やし、付加価値製造業及び変換製品(transformation products)を増やすことを目的として、多様で統合的な産業を奨励する。なお、ジュベイル・ヤンプー王立委員会は、国家変革計画で、住宅省(Ministry of Housing)に次ぐ予算を有している。

2018年4月に、政府は、民営化計画(Privatization Program)(デリバリー・プラン2020(Delivery Plan 2020))を公表した。それは、国家変革計画と同様、ビジョン実現計画(Vision Realization Program)のひとつとして知られ、サウジ・ビジョン2030で企図されている民営化の計画が、近年設立された国家民営化・官民パートナーシップセンター(National Center for Privatization & Public Private Partnership)により管理される旨を定めている。ビジョン実現計画はまた、2020年までに実現が見込まれる多くの重要な民営化構想を定めている。

サウジ・ビジョン2030及び国家変革計画と民営化計画を含むビジョン実現計画は、サウジアラビアでの事業運営又は同国への投資について判断、検討するのに不可欠である。

重要部門

鉱業

サウジ・ビジョン2030及び国家変革計画は、2020年までに970億サウジアリアル及び9万人の雇用機会創出を促すために、鉱業部門の改革を意図している。

サウジアラビアは、リン酸塩及びボーキサイトの鉱床を広範囲に有し、金、銀、鉛、亜鉛、銅及び鉄鉱石並びにレアアース等の、商業的採算性のある鉱物の鉱床を有する。また、サウジアラビアは、建設業で使用される多くの重要鉱物の巨大鉱床を有する。エネルギー産業鉱物資源省(Ministry of Energy, Industry & Mineral Resources)は、地質データ、地図及び報告書の膨大なデータベースを有している。

鉱業部門への投資を促進するために、2004年、新鉱業法(Mining Code)が制定された。同法下では、鉱山使用料はなく、非探鉱ライセンス及び探鉱ライセンスは、会社及び個人が利用できる。

- ・ 非探鉱ライセンスには、予備調査及び物質採集ライセンス(2年間有効)及び探鉱ライセンス(3年間有効)が含まれる。探鉱地域は、100平方キロメートルに限定される。
- ・ 探鉱ライセンスには、採掘及び採石ライセンスが含まれ、いずれも30年間有効である。小規模鉱山ライセンスは20年間、建築資材採石ライセンスは5年間有効である。

これらのライセンスは、エネルギー産業鉱物資源省の承認を得て、譲渡することができる。

「マアデン(Ma'aden)」として取引を行うサウジアラビアン・マイニング(Saudi Arabian Mining Company)は、サウジアラビアの鉱物資源の発展を促進する目的で設立された多角的な鉱業会社(国内最大)である。政府がマアデン株式の50%を(公共投資ファンド(PIF)を通して)保有する一方、残りの50%はサウジ証券取引所(タダウル(Tadawul))に上場している。

重要部門

教育

サウジ・ビジョン2030の成否は、教育制度の改革が、サウジアラビア国民の若年層に、よりよい雇用基盤を提供できるか否かに大きく依拠している。政府は、読み書き能力、計算能力及び技能の開発並びに人格育成に

おける厳格な基準を擁した現代的な教育カリキュラムを用意すると共に、高等教育の成果が労働市場の需要と合致するよう、民間部門と密接に協力することを企図している。サウジ・ビジョン2030における教育の重視は、国家変革計画の戦略的目標にも反映されている。

計画には、具体的に次のものが含まれる。

- ・ 教師及び教育指導者の専門能力を開発するための包括的枠組。
- ・ 教師の専門レベルを向上させ、専門職相互の関係を改善し、かつ、教師に提供されるサービスの質を上げることによって、教育専門職の質を高める国家戦略を策定すること。
- ・ 教師及び生徒の成長を支援するためにデジタル教育に移行すること。
- ・ 民間部門による、幼年学校レベルを含めた公教育への投資を奨励すること。
- ・ 学校建設への資金供与のために民間投資を誘致すること。
- ・ インデペンデント・スクール・モデル(Independent Schools model)を開発して、小規模事業者が経営する公立学校を2000校まで増やすこと。
- ・ 大卒者が労働市場のニーズに適合するための実践的枠組を確立すること。

これらの施策を同時に行うことにより、サウジアラビアの教育部門は大きく変化すると見込まれる。

民間部門が教育分野を開拓するにあたっては、幅広い機会がもたらされる。例えば、私立単科大学及び総合大学の設立、就学前施設及び託児所の設立、労働市場との連携強化、及び卒業生の就職あっせんプログラム、並びにブレンド型学習(blended learning)の創設及び提供等である。更に、民間部門が既存の公立及び私立教育機関に対して支援サービスを提供する機会も考えうる。例えば、保守、食堂の運営、清掃サービス、ITインフラ及び管理サービスなどである。

教育インフラへの資金調達及びその建設において、民間部門に投資機会があることは明らかであるものの、教育サービスの提供事業に同様に参入できる余地があるかは明らかではない。かかるカリキュラムの開発及び教員養成等に関する合弁事業には大きな可能性がある。フランチャイズモデルについても、サウジアラビア特有の慣習に合うように調整されたものであれば、参入できる可能性がある。

教育は、サウジ・ビジョン2030に欠かせない基本的構成要素であり、その計画の進捗については慎重に精査されるであろう。

重要部門

ヘルスケア

ヘルスケアは、サウジ・ビジョン2030のもう1つの重要な重点分野である。民営化に向けた動きとして、民間ヘルスケアへの支出を現在の総支出の25%から35%まで増加させるという目標が国家変革計画の中で表明されている。これにより、ヘルスケア事業者の収益は30億から40億サウジリアルまで増えると予測される。これに加えて保健省(Ministry of Health)は今後5年にわたり新たな構想に230億サウジリアルを超える額を費やすことを計画している。

国家変革計画はヘルスケアに重点を置いた様々な戦略的目標を示しているがこれには次の目標が含まれる。

- ・ ITの利用及びデジタルトランスフォーメーションにより、ヘルスケア分野をより効率的かつ有効なものとする。
- ・ 看護師及び医療サポートスタッフについて、好ましいキャリアパスとしての魅力を向上させる。
- ・ 入院前及び主要病院での医療(ER及びICU)の供給を改善する。
- ・ 医療機関における、インフラ、施設管理及び安全基準を改善する。
- ・ 品質問題及び患者の安全に関する説明責任を強化するために、医療制度のガバナンスを改善する。
- ・ 国際基準に従った公衆衛生への脅威に対する緊急対応についての国家計画を採用する。
- ・ 公衆衛生サービスを、肥満及び喫煙に焦点を当てて改善する。
- ・ 生活の質及び病院外で患者に提供される医療サービスを改善する。
- ・ 基礎的医薬品の供給を十分に確保する。

サウジ・ビジョン2030により、ヘルスケアにおける多くの機会が外国投資家に対して提供される一方、国家変革計画においても次の事項が策定されている。

- ・ 民間の医療施設の増設
- ・ 医療保険の増加
- ・ ITの利用増加
- ・ ヘルスケア教育

- ・ 改良されたトレーニング施設の供給
- ・ 専門能力開発の強化
- ・ 医薬品の国内製造

外国人は、サウジアラビアに病院を所有し管理することができるが、その他の医療機関を所有又は管理することはできない。新しい病院への外国人の参画及び投資は、官民パートナーシップ及びサウジアラビア企業との合弁事業を通して行われることが想定される。

医療保険は、民間部門で働く海外駐在員及びサウジアラビア国籍者(及びその扶養家族)について、既に義務化されている。公的部門で働く国民は、現在政府のヘルスケアセンター及び公立病院において無償の保険適用を受けることができる。医療保険が今後どう展開するかは現時点では不明であるが、より多くの公共サービスが民営化し、官民パートナーシップが参入すると、ヘルスケア・サービスの提供は自然と民間部門へ移ると考えられる。これを見越して、医療保険提供会社は、公的部門の労働者の要請に応える保険製品を開発しているようである。

デジタルヘルスケアの革新は、サウジ・ビジョン2030を支える上で極めて重要である。これは保険省が、一元管理するデジタルデータを2020年までに国民の少なくとも70%に広げることを目指しているためである。加えて、診断装置及びソフトウェア等のITソリューション及び遠隔治療ソリューションにより、医療サービス提供者の能力及び生産性が向上し、医療の質が改善されることが見込まれている。

資格を有するサウジアラビアの医療関係者及びサポートスタッフの必要性も認識されている。そのために必要な教育及び訓練は、世界的に著名な機関及び官民パートナーシップとの連携によって、国内的及び国際的に行われることが想定される。さらに、これは、国際的サービス提供会社の管理及び運営によって補われることが見込まれている。

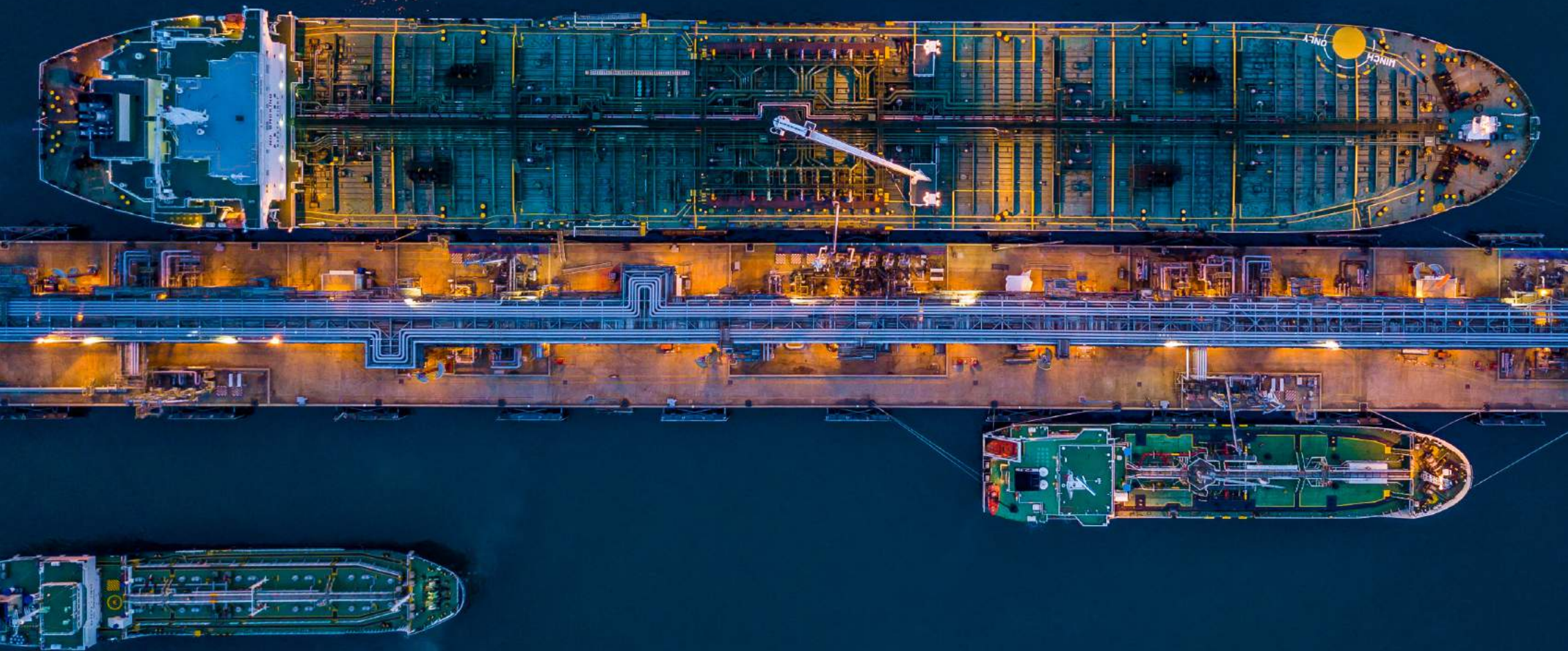
サウジアラビアは、必要な医薬品の大半を輸入に依存しているが、薬の適切な供給を確保するためには、国内で医薬品を製造する必要がある。外国の製薬業者は、官民パートナーシップ及びサウジアラビア企業との合弁事業を通して、サウジアラビアに工場を設立することが奨励されている。その

インセンティブとして、将来の入札取引量の確保という優遇措置が与えられる。またさらなる優遇措置として、サウジアラビア内の外国人所有の製薬業者は(輸入医薬品は本来サウジアラビアの販売業者を通す必要があるところ)、輸入医薬品を独自に国内で販売することができる

サウジアラビア総合投資院(Saudi Arabian General Investment Authority (SAGIA) のウェブサイトによると、医療機器の製造業部門に外国投資家の投資機会があると掲載されている。現在、医療機器の大多数は、海外で製造され、サウジアラビアに輸入されている。保健省は、保健省の購入量保証及び将来の取引量の提供という優遇措置をインセンティブとして、多国籍企業をサウジアラビア企業と提携させることにより、国内の医療機器製造業者を支援している。さらに、サウジアラビア内の外国人保有の医療機器製造業者には、現地販売業者を通さずに、国内で医療機器を販売することができるという特典も与えている。



サウジアラビ アへの輸出



サウジアラビアへの輸出

商業代理店

外国企業が、その商品をサウジアラビアのエンドユーザーに直接販売する場合、サウジアラビアに拠点を有する必要はない。同様に、その商品が、販売店、代理店又はフランチャイズ(以下総称して「商業代理店」という。)により、販売又は再販売のために輸入される場合にも、外国企業がサウジアラビアでの拠点を有する必要はない。

商業代理店は、外国企業にとって、サウジアラビアの市場に特定の製品を参入させるうえで、一般的かつ比較的容易な方法である。商業代理店となることができるのは、サウジアラビア国民又はサウジアラビア国民が完全所有し経営するサウジアラビア企業に限られる。商業代理店は、製品の品質を保証し、必要なメンテナンス及び予備部品を市場で提供しなければならない。


商業代理店契約は、書面によらねばならず、かかる代理店は、契約の開始後6か月以内に商業投資省(Ministry of Commerce & Investment)の商業代理店局(Commercial Agencies Department)に登録しなければならない。代理店が登録を怠った場合には、罰金等の刑罰が科せられる可能性がある。

商業代理店は、その商業代理店の合法的な非更新又は解約に際して、補償を受ける法令上の権利を有するものではない。しかし、実際には、当該事業ののれんへの寄与に対する補償を受けるために、商業代理店により補償請求がなされることは多い。旧代理店の登録を抹消せずに、新代理店が代理店登録することは一般的に可能ではあるものの、旧代理店が契約期間の満了又は解約に際して補償を受けることを目的として、商業代理店の登録抹消を拒否又は先延ばしにする場合もある。

輸出及び輸入

サウジアラビアに商品を輸入するための承認要件は、広範囲に及び、商品の性質により異なっている。輸入手続が確実に円滑に進むよう輸入代理人が指名されることが一般的であり、輸入代理人は、サウジアラビア向けの商品に添付すべき必要書類の詳細を具体的に提供する。

サウジアラビア標準化公団(Saudi Standards, Metrology and Quality Organisation (SASO))は、表示、調査及び試験等の製品に対する国家基準を策定する。通関手続においては、「サウジアラビア王国へ輸出する商品の適合証明書(Conformity Certificate for Goods Exported to the Kingdom of Saudi Arabia)」(以下「適合証明書」という。)が全ての輸入品に必要となる。適合証明書は、承認された認定機関により発行され、輸入元の関連公式機関により認定されたものでなければならない。適合証明書を提出する当事者は、その商品がサウジアラビア標準化公団の要件を満たすことを申告しなければならない。特定の製品に適用される許認可及び要件がさらに追加される場合もある(例えば、電気通信機器に対する「型式承認(type approval)」要件。)



サウジアラビア における事業設立

サウジアラビア における事業設立

サウジアラビアで設立する事業形態を決めるには、行う事業の種類、産業又は部門及び税関連事項等、多くの要素を検討する必要がある。湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council (GCC)）諸国企業の外国企業にとって、外国投資ライセンスの取得は、必要な前提条件である。

外国投資規制

外国投資の状況は変動期に入っており、サウジ・ビジョン2030によって、規制上の要件はある程度緩和されている。しかしながら、2000年に公布された外国投資法(Foreign Investment Law)が、引き続きサウジ政府の外国投資規制体制の中心となっている。外国投資法に違反して活動が行われた場合、重大な行政罰及び刑事罰が科される可能性があり、その行為がサウジアラビアの隠匿防止法(Anti-Concealment Law)に違反する「フロンティングアレンジ」(fronting arrangement)に関わるものである場合は、より注意が必要である。同法に違反した場合には、サウジアラビアへの新たな投資機会を失うおそれがある。

一般的に、サウジアラビアでビジネスを確立したいと考える外国企業は、原則としてサウジアラビア総合投資院から外国投資ライセンスを取得しなければならない。サウジアラビア総合投資院のライセンス申請に適用される一般ルールは、サウジアラビア総合投資院のウェブサイト(www.sagia.gov.sa)で公開されている。

ライセンスの申請期間(及び手続)は、設立する事業(及び取得するライセンス)の種類により異なり、申請者が必要な証明情報及び文書全てを揃えるのに要する時間によっても異なる。必要な情報がサウジアラビア総合投資院に提出され、申請が要件を全て満たすと判断されてから、外国投資ライセンスが発行されるまで通常は最大4週間を要する。事業活動の性質にもよるが、仮にその他のサウジアラビア当局による承認が必要な場合は、所要期間はさらに長くなる可能性がある。サウジアラビア総合投資院は、ライセンス取得に必要な期間を短縮し手続効率化を進めているが、4週間が現実的な所要期間である。

特に重要であるのは、外国投資家は、少なくとも1年分の監査済み収支計算書を提出することにより、関連する活動領域で経験があることを示す必要があり、それゆえ、サウジアラビアで事業を設立する際に、特定目的会社(SPV)を使う可能性は現在限られている。

事業活動によっては、外国からの投資が完全に閉鎖されているものもある。これらの事業活動は、サウジアラビア企業が独占する旨を定めた、いわゆる「ネガ

ティブリスト」に掲載されている。サウジ・ビジョン2030及びサウジアラビアを外国投資に開放したいという要望の結果、ネガティブリストは、定期的に見直され、今後何年間のうちに変更が加えられると予想される。サウジアラビアへの投資を決定する時に、外国投資家に対して何が禁止され、何が禁止されていないかをより理解するために、関連事業に最適な「市場開拓戦略」に関して最新の実務情報を得ることは重要である。

現在のネガティブリストに挙げられる事業活動の例としては、次のものがある。

- ・ 石油の探鉱、採掘及び生産
- ・ 軍事機器、装置及び軍服の製造
- ・ 軍事部門に便宜を図るサービス
- ・ 治安及び調査サービス
- ・ メッカ及びメディナでの不動産投資
- ・ 巡礼(Hajj)及び小巡礼(Umrah)に関する観光客オリエンテーション及びガイドサービス
- ・ 採用及び就職サービス
- ・ 不動産仲介
- ・ 印刷及び出版(一部除外あり)
- ・ 販売店、代理店、フランチャイズ
- ・ 陸上輸送(一部除外あり)
- ・ 助産師及び看護婦によるサービス、理学療法サービス及び準医療サービス
- ・ 水産業
- ・ 血液バンク、毒物及び検疫センター

ネガティブリストに掲載がない活動については、事業活動により、サウジアラビア総合投資院の要件を充足していれば、外国投資家が事業資本を最大100%保有することが認められる可能性がある。事業活動によっては(例えば、銀行業務及び保険)、サウジアラビア国民による最低出資要件があるものもある。

人持株比率が許容される例：

事業活動	許容される外国人持株比率（最大）
サービス	100%
製造	100%
流通(卸売り及び小売)	75%*
専門サービス	75%**

*サウジアラビア総合投資院は、一定の条件のもとで、サウジアラビア経済に対して長期的に大きく貢献している主要な外国投資家が、完全所有の流通会社を設立することを認めることがある。当該条件には、現在、3000万サウジアラビアディナール(約800万米ドル)の初期出資及び、5年間で2億7000万サウジアラビアディナール(約7200万米ドル)(又はその他の要件を満たす場合、1億7000万サウジアラビアディナール(約4550万米ドル))の追加投資を行うことが含まれている。

**サウジアラビア総合投資院は、国際企業による、外国人100%保有のエンジニアリング専門サービス会社の設立は、特定の要件を満たせば認められると公表した。

サウジアラビア総合投資院のライセンスを取得した外国投資家は、関連事業体のために商業投資省の承認を得て、適切な商業登記証明書を取得する必要がある。

法的事業体の形態

2016年に新会社法(Companies Law)が旧法を全面改正する形で施行され、大きな制度変更もたらされた。サウジアラビアでのビジネスを考える外国投資家が選択する最も一般的な事業形態の詳細は以下のとおりである。

支店

外国企業がサウジアラビアの提携企業を望まない(又は必要としない)場合、サウジアラビアでの支店(以下「支店」という。)開設は、適切な選択となる。支店は、通常設立に最も時間を要しない事業体であり、サウジアラビア総合投資院が承認する幅広い活動を行うことができる。最低資本金額は、通常、50万サウジアラビアディナール(約13万5000米ドル)である。

但し、一定の場合(例えば、政府との契約。)において、サウジアラビア資本の入った事業体の設立が義務付けられる場合がある。従って、支店という形態が国内で事業を設立する適切な方法であるかを評価する際に、この特定の条件について検討することは重要である。

支店は、法的には外国企業と同一である。支店の事業活動は、外国企業の事業活動に制限され、外国企業は、支店の債務及びその他の負債について責任を負う。

有限責任会社

有限責任会社は、幅広い事業活動を行うに適している。特に、サウジの提携企業と合弁契約を締結する場合には、有限責任会社が最適な事業形態と考えられることが多い。

有限責任会社の事業活動は、その定款及びサウジアラビア総合投資院が交付する外国投資ライセンスに定められる活動(対象)に限定される。有限責任会社は、自己の名前で商取引を行い、外国人労働者に対してその居住のための身元保証(スポンサーシップ)を行うことができ、これは、国内で労働者の基盤を作ろうとする企業にとって重要な点となる。サウジアラビア総合投資院の工業ライセンスが必要な事業を行う有限責任会社は、有利な条件でサウジ工業開発基金(Saudi Industrial Development Fund)から融資を受けられる場合がある。

外国投資ライセンスの承認手続においては、有限責任会社の設立に必要な最低資本金が、サウジアラビア総合投資院及び商業投資省により決定される。サウジアラビア総合投資院が予め最低資本金を設定している業種に該当しない場合、その金額は、有限責任会社が提出した事業活動及び営業から最初の5年間の予定支出額に基づいて決定される。

有限責任会社は、一般に、1名以上50名以下の株主を有することができる。1つの種類の持分のみが許容され、また異なる議決権は認められていない。有限責任会社は、持分を公募することができず、一定の種類の事業活動(例えば、銀行業務及び保険)については従事が許可されていない。持分譲渡は、規制当局の承認、及びその他の持分者が有する制定法上の新持分引受権(pre-emption right)に服する。

一般に、持分者個人の責任は、有限責任会社の資本に対する持分者の出資額に限定される。2016年の新会社法施行以前は、持分者は、特定の状況下(例えば、有限責任会社の損失が資本の50%以上に達し、正しい手続を踏まずに取引を続ける場合。)において、個人的な責任を負うことがあった。2016年会社法の公布後は、このようなケースはないと考えられる。

有限責任会社には、ジェネラルマネジャー又は取締役会のいずれかを設置することができる。持分者が20名を超える有限責任会社は、経営を監督し、助言を行う監査役を設置しなければならない。外国人の雇用に関する一般要件を遵守すれば、サウジアラビアに住居及び在留許可(Iqama)のある外国人を、サウジアラビア総合投資院からライセンスを付与された有限責任会社のジェネラルマネジャーとして指名することに特に制限はない。

株式会社

株式会社(JSC)は、「公開」(株式の公募が行われる)又は「非公開」(株式の公募を行うことはできない。)のいずれも認められている。サウジ証券取引所タダウルに上場している会社は、全て公開株式会社である。特定の事業活動(例えば、銀行業務及び保険)は、株式会社に限り行うことができる。

株式会社は、その目的を果たすのに十分な株式資本を必要とし、50万サウジアラビアディナール(約13万5000米ドル)の最低資本金を有することを条件とする。株式会社が500万サウジアラビアディナール(約135万米ドル)の最低株式資本を有する場合(この場合、株主1名により株式会社を設立できる。)を除き、少なくとも2名の株主が必要である。

設立人の株式(株式会社の発起人が保有する株式)は、株式会社の財務諸表が2事業年度を通して公開されるまで移転することはできない。株式会社の株主は、有限責任会社の株主と同様に個人的な責任を免除され、株式会社の負債について当該負債が株式会社の資本金の50%を超えても、個人的に責任を負うことはない。

重要な点として、株式会社の監査済み年次財務諸表は、サウジアラビアの日刊紙で開示する必要がある。

商業仮登記

投資家は、意図する事業活動が、比較的短い期間サウジアラビアで行われ、政府との契約の遂行に関するものであり、かつ、追加の事業活動が予定されていない場合には、商業仮登記(TCR)を申請することができる。

登記手続は、支店登記の手続と類似しているが、外国投資ライセンスの申請のために必要な書類はより少なく、資本に関する要件はない。

商業仮登記の交付は、政府機関又は準政府機関との契約がある会社に限られる。ライセンス申請においては、関連する政府機関からの契約発注書又は署名済み契約書を提出しなければならない。

商業仮登記の不便な点は、主に、特定の契約の範囲及び条件に限定され、広く一般的な事業活動を行うためには使用できないことである。

テクニカル・サイエンス・サービスオフィス

外国会社は、登録されたサウジアラビアの代理人、販売店及び消費者に対して、技術的及び科学的な支援を提供するために、テクニカル・サイエンス・サービスオフィス(Technical & Scientific Services Office (TSSO))を設立することができる。テクニカル・サイエンス・サービスオフィスは、商業活動に従事することができず、収益を得ることができない。その活動は、技術情報の提供並びに市場及び技術に関する調査に限定される。

登記手続は、支店登記の手続と類似しているが、外国投資ライセンスの申請に必要な書類はより少なく、資本に関する要件はない。

テクニカル・サイエンス・サービスオフィスは、外国人労働者のスポンサーとなれるが、サウジアラビア国民を一定人数雇用する必要があることが多い。当局は、テクニカル・サイエンス・サービスオフィスが雇用する技術労働者の人数に制限を設けており、当局の事前承認を得た場合を除いて、この人数を増やさない方針をとっている。

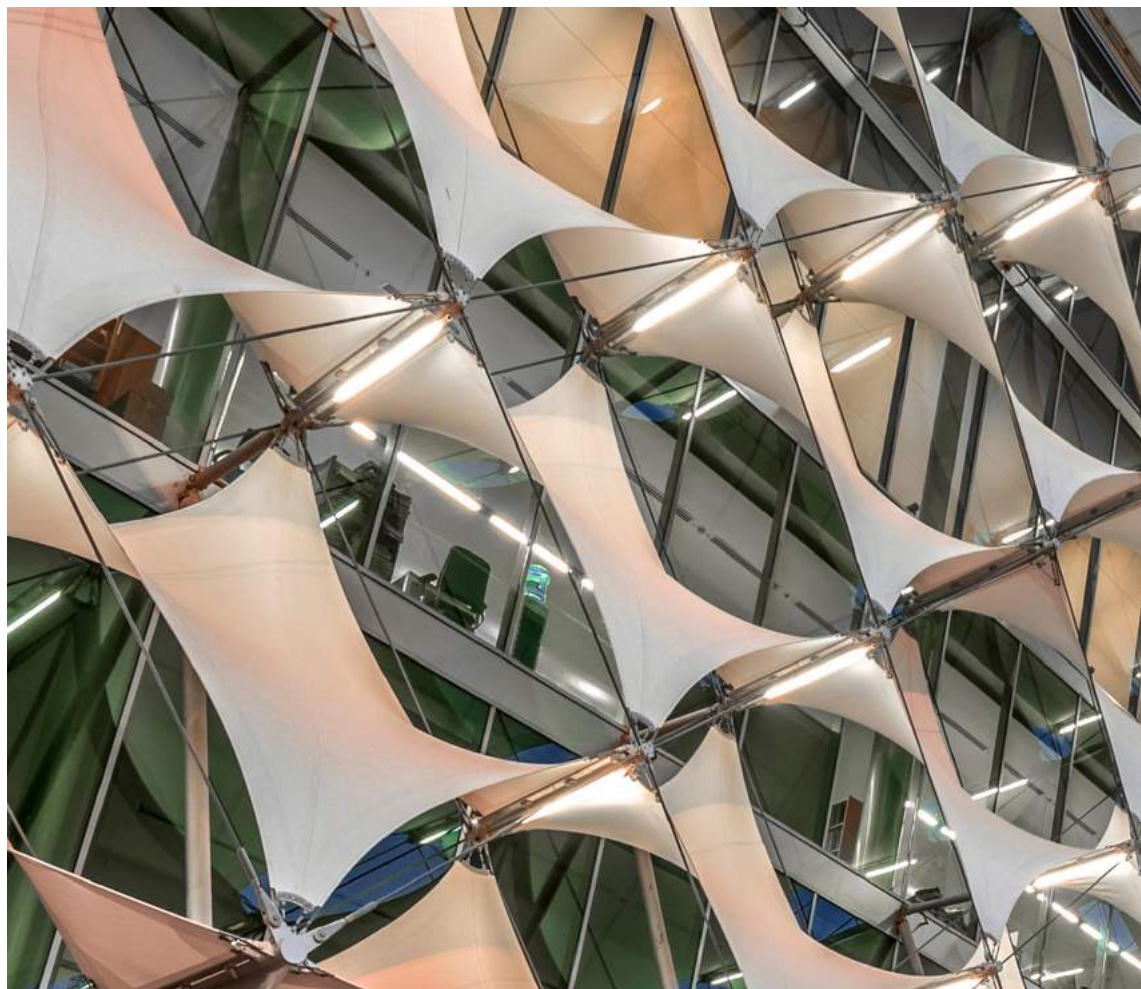
専門サービス会社

サウジアラビアで事業活動を行う事業体には様々な形態がある一方で、専門サービス会社は、エンジニアリング、建築、会計及びその他の専門サービスを合法的に行うことができる唯一の種類である。

専門サービス会社は、一般的に、特定の専門職を遂行するライセンスを付与されたサウジアラビアの個人又は事業体との合弁契約を前提とする。例えば、外国エンジニアリング会社は、サウジエンジニア協議会(Saudi Council of Engineers)に登録されたサウジアラビアの技術者又はエンジニアリング会社と提携することが多いであろう。

専門サービス会社は、サウジアラビア法上、有限責任会社と類似点があるが、有限責任会社よりも組合(パートナーシップ)に近いものとして扱われる。パートナーシップと同様に、専門サービス会社の共同経営者は、専門サービス会社の債務及び義務について連帯責任を負う。但し、共同経営者間で責任分配の合意をすることは可能である。

専門サービス会社を設立するにあたり、サウジアラビア総合投資院から外国投資ライセンスを取得する必要は現時点ではなく、資本金についても規定はない。外国投資ライセンス申請者が、所定の経験及びその他の基準を充たす場合には、専門サービス会社の最大75%の所有権を保有することができる。一部の専門サービスに関して、サウジアラビア総合投資院はこの上限を撤廃するとの計画があるが、具体的な詳細は公表されていない。





課税

課税

法人所得税

サウジアラビアの会社(又は外国会社の支店)は、ザカート・所得税局(General Authority for Zakat and Income Tax)に登録することが義務付けられている。会社持分を有するサウジアラビア国民及びGCC国民には、2.5%の宗教上の課税であるザカートが課せられる。ザカートは「ザカーダブル・ベース」に基づいており、会社の持分数等を要素とする計算式により決定される。

外国人パートナー又は持分者、及び恒久的施設を通じてサウジアラビアでビジネスを行う非居住者が服する法人税率は、(石油生産に85%の税率が適用される炭化水素セクターをはじめとする)限定的な例外を除き、通常、純利益に対して20%である。

異なる収益の種類間の区別はなく、実際に得たキャピタル・ゲインはその他の法人所得と同様に扱われる。

サウジアラビアは、40を超える二重課税防止条約を締結している。

個人所得税及び社会保障

サウジアラビアには個人所得税が存在しない。

社会保障は、非サウジアラビア人労働者の場合、雇用者が基本月給、住宅手当及び委託料金の合計額の2%を毎月拠出することが求められている。サウジアラビア国民の場合、労働者が10%を拠出し、雇用者が12%を拠出することが求められている。社会保障は最大賃金限度額である45000サウジリアルに基づき計算される。

付加価値税

2018年1月1日に、サウジアラビアは5%の付加価値税(VAT)を導入した。これは全GCC諸国の2017年の決定を踏まえているが、本稿の執筆時点では、サウジアラビアとUAEのみが実際にVATを施行している。

税率ゼロであるか又は免税である場合(以下参照)を除き、VATは、サウジアラビアにおける物品及びサービスの供給のみならず、物品及びサービスの輸入に対しても課される。

VAT税率がゼロとなる供給の例: GCC外の受給者に対する物品及びサービスの輸出、物品及び乗客の国際輸送、薬品及び医療機器の供給、並びに投資適格貴金属の供給。

VAT免除となる供給の例: マージンベースの金融サービスの提供、生命保険の提供、住宅用不動産のリース。

サウジアラビアの事業主体は、年間の課税対象の供給額が強制的登録限度額である37万5000サウジリアル(約10万米ドル)を超える場合、VAT登録が義務付けられる。事業主体は年間の課税対象の供給額が任意的登録限度額である18万7500サウジリアル(約50000米ドル)を超える場合には、VAT登録することもできる。VATの会計処理をする義務がある非居住者は、供給額にかかわらずVAT登録をしなければならない。

源泉徴収税

源泉徴収税は、適用される二重課税防止条約の規定に従うことを条件として、サウジアラビアの居住者会社及び恒久的施設が非居住者に対して支払う金額の5%(配当、利息、特定サービス料、海外支店送金)から20%(関係当事者に対する使用料及び特定サービス料の支払)の間の割合で適用される。

関税

関税率は、商品の種類及び数量に応じて異なる。関税は輸入品に対し、通常、運賃・保険料込み条件(CIF)送り状価額の5%の割合で適用される。但し、一部の物品にはより高い関税が課せられる場合もある。多くの基本消費財は非課税である。

物品税

2017年6月11日に、サウジアラビアは物品税を施行した。物品税は、サウジアラビアにおける消費のために解禁された物品税適用対象品の輸入及び製造に適用される。本稿の執筆時点では、たばこ製品に100%、炭酸飲料に100%、エネルギー飲料に50%の物品税が適用されている。物品税は、(i)物品税適用対象品の小売販売価格、及び(ii)政府により決定・発表された定価のうち、より高い価格に基づく。

財産税

都市境界内の未開発地には、2.5%の地税が課せられる。

A cityscape at sunset with a red overlay containing the text '競争法'. The scene features a body of water in the foreground reflecting the city buildings and the colorful sky. The sky transitions from a deep blue at the top to a bright yellow and orange near the horizon. A prominent red rectangular area is positioned in the upper right, containing the white Japanese text '競争法'.

競争法

競争法

サウジアラビアの競争法(Competition Law)は2005年1月に施行され、その後の2014年同法施行規則により改正された。競争法は、競争法委員会(Competition Council)によって執行され、公共(政府)団体又は完全国有企業をのぞくサウジアラビアでビジネスを行う全ての会社に適用される。

競争法は、公正な競争の保護及び促進並びに競争に影響を与える独占的行為の規制を広義の目的とし、具体的には以下を定める。

- ・ その目的又は効果が商取引又は競争を制限する事業者間の合意及び協定の禁止
- ・ 事業者が市場において優越的地位を獲得することの制限
- ・ 市場における優越的地位濫用行為の違法化

競争法は、現在又は潜在的な競争企業間の行為、合意又は契約の目的又は効果が競争の制限又は制約となる場合、(文書又は口頭、明示又は暗示的にかかわらず)かかる行為、合意又は契約を禁止する。但し、競争委員会は、競争法を執行するにあたり一定の裁量を有し、これらの行為又は合意が効率性を高めて消費者に利益を与え、競争制限効果を上回ると判断することもできる。

競争法により、サウジアラビア市場における優越的地位の濫用は禁止されている。

「優越的地位」とは、12ヶ月間に当該関連市場の総売上高の40%以上の市場シェアを有する事業体、又は、恒常的に当該市場価格に影響を与える地位にある事業体を指す。

「濫用」とは、一般に、競争を制限する以下の行為を伴うものを指す。

- ・ 価格統制
- ・ 物品又はサービス供給制限
- ・ 市場参入及び撤退に関する障壁設置

- ・ 競合の強制追放
- ・ 市場分割
- ・ 顧客差別
- ・ 取引先に対する競合との取引停止の強要又はその合意
- ・ 他の商品又はサービスの購入を条件とする商品又はサービスの提供

また、競争法は、市場独占をもたらす企業買収や経営権取得にも対処する。特定の市場における商品総供給量の40%の支配につながる企業結合等を計画する事業体は、まず第一に、競争委員会に対して電子申請を行うことが義務付けられており、競争委員会が必要と決定した場合には更に、予定される企業結合の結果(特に、市場への好影響)を詳述する報告書を含む所定の情報を記載した書面申請が義務付けられる。競争委員会の承認を得られた場合、又は、競争委員会が申請後60日以内に承認を却下しない場合には、当該取引を進めることができる。

競争委員会は、裁量で、又は損害を受けた当事者の告発にもとづき、競争法違反に対する捜査を開始することができる。違反を認定した場合、競争委員会は、禁止行為の停止命令、罰金の徴収、違反の排除措置命令、違反者の処罰命令を発することができる。競争法上禁止される行為により損害を被った者は、裁判所において賠償請求を行うことができる。



雇用

雇用

サウダイゼーション(Saudization)

賃金労働に従事するサウジアラビア国民が増加することは、サウジアラビアにおける多くの改革の推進にとって重要であると考えられている。サウジアラビア国民の雇用を促進するニタカット・プログラム(Nitaqat Programme)は、労働社会発展省(Ministry of Labour and Social Development)による重要なイニシアチブの1つであり、原則として、一定のビジネスにおいては、一定数のサウジアラビア国民の雇用が義務付けられる。雇用が義務付けられる人数は、会社、産業及び役割や職位の種類に応じ異なる。

ニタカット・プログラムにおいて、雇用者は、適用される「サウダイゼーション(Saudization)」目標をどの程度達成したかにより賞罰を受ける。例えば、「プラチナ」又は「グリーン」に分類される雇用者は外国人労働者を雇用する際に特典を受け、「イエロー」又は「レッド」に分類される雇用者は、ビザや労働許可に関する制限が課せられるため、労働者が「プラチナ」又は「グリーン」カテゴリーの雇用者に転職してしまう事態が生じることもある。

外国人の雇用

非サウジアラビア人は、サウジアラビアで働くために必要な許可を取得すれば、サウジアラビアで就労可能である。具体的には、

- ・ 労働者がパスポートを有する国内のサウジアラビア大使館が発行した有効な労働ビザで入国すること。
- ・ 入国後、90日以内に労働・居住許可(イカーマ(Iqama))を取得すること(イカーマは、サウジアラビアにおける銀行口座の開設及び居住施設の賃貸借契約締結等に必要である。)

非サウジアラビア国籍のGCC国民は、原則として以上の要件の対象外であり、労働ビザなしでサウジアラビアで就労できる。

一般に、外国人がサウジアラビア国外で労働ビザを取得するプロセスには長期の時間を要するので、事業計画の際に念頭に置いておくことが必要である。既にサウジアラビア国内にいる外国人を雇う場合には、比較的時間がかからないとされるが、その雇用も全く問題が無いわけではない。

商用訪問ビザ(Business Visit Visa) (労働ビザではない)による場合には、第一段階として必要なスタッフを比較的速くサウジアラビアに入国させることができるが、これは長期の計画における解決策ではない。商用訪問ビザの要件充足には注意が必要である。

労働法(Labour Law)

2005年に公布された労働法(Labour Law)は、サウジアラビアの雇用者・労働者間の関係を規律する主要な法律であり、当事者が雇用契約の準拠法に外国法を選択するかにかかわらず適用される。労働法は、労働社会発展省が管轄する。

特に、労働法は、雇用を終了する要件、年次有給休暇、定年、退職時手当について規定し、最低労働年齢は14歳としている。

雇用契約に関する留意事項は以下のとおりである。

- ・ **試用期間**: 雇用契約に試用期間が規定されている場合、雇用者は労働者に対し、90日以内の試用期間を設定でき、さらに90日を上限としてその期間延長が可能である。雇用者は、試用期間中は、いかなる理由に基づいても労働者を解雇することができる。
- ・ **社会・健康保険**: 社会保険規則(Social Insurance Regulations)は、雇用者が労働者の賃金の割合として計算される一定の金額を、労働者に代わり社会保険総合機構(General Organisation for Social Insurance (GOSI))に対し毎月納付することを義務付けている。また、雇用者は、労働者及びサウジアラビアに居住する労働者の被扶養者(家族)の医療保険を(通常は雇用者の費用負担で)用意しなければならない。
- ・ **年次休暇**: 様々な形態の年次有給休暇があるが、労働法に基づき、労働者は賃金全額が支給される21日間の有給休暇を取得する権利を有する。労働者が同一の雇用者の下で5年間連続勤務した場合には、この日数が少なくとも30日に増える。
- ・ **退職時手当**: 労働者は、一般に「退職金」にあたる退職時手当金を受領する権利を有する。一般的に、退職金は役務を提供した最初の5年間については半月分の賃金、それ以降の各年については1ヶ月分の賃金を合算して計算される。退職金の金額は、労働者が自主退職したか会社都合解雇か等の複数の要因により異なる。
- ・ **契約期間及び解除**: 雇用契約は、期間に定めがある場合と、サウジアラビア国民及びGCC国民が労働者である場合には期間に定めがない場合とがある。期間に定めがない雇用契約は、書面による通知をもって、正当理由に基づいて解除される。労働者の給与が月給の場合には60日以上前の事前通知が義務付けられており、それ以外の場合には、30日以上前に通知しなければならない。不当解雇は、金銭賠償の判断を受ける可能性がある。

商用訪問

GCC諸国民を除くサウジアラビアへの全訪問者には商用訪問ビザの取得が義務付けられており、これはサウジアラビア入国前に取得しなければならない。訪問ビザを申請するためには、サウジアラビアの事業者から招聘状を取得し、かつ外務省(Ministry of Foreign Affairs)に提出しなければならない。

訪問ビザの申請はオンライン処理で行われ、申請者の居住国におけるサウジアラビア大使館が指定する要件充足が必要である。商用訪問ビザの下で許可される滞在期間は、最長で1ヶ月である。商用訪問ビザの申請は、予め時間の余裕をもって手配する必要がある。





政府契約

政府契約

全ての政府機関及び多くの国有会社に対する物品及びサービスの供給は、2006年に公布された政府入札調達法(Government Bids and Procurement Law)により規制されている。特定の契約(例えば、軍装備品の供給、1つの製造元からのみ入手可能な物品、特定のコンサルタント及び技術サービス)は、入札要件を免除される場合がある。

政府入札及び調達法の重要な特徴は以下のとおりである。

- ・ 全ての政府入札は公表される。
- ・ 一般的に、入札者はサウジアラビアに拠点を有していなければならない。その入札の対象行為について適切なライセンスを有していなければならない。サウジアラビアで製造された物品及びサービスの供給を指定する入札者に対しては、優先権が与えられる。
- ・ 入札には、通常、契約価格の1~2%の予備的な銀行保証が含まれていなければならない。入札は開札日と指定された日から90日間有効でなければならない。入札者がこの期間中に入札を取りやめる場合、予備的な銀行保証は没収される。
- ・ 落札者は、通常、落札後10日間以内に契約価格の5%の最終的な銀行保証を提出しなければならない。これを行わなかった場合、予備的な銀行保証は没収され、次の入札者との交渉が開始する。
- ・ 政府による全ての契約の一般的な言語は、アラビア語である。契約の書式は通常、財務省(Ministry of Finance)により作成され、二カ国語併用の場合もあるものの、アラビア語版が主流である。
- ・ 政府は、契約締結前の審査のために、1年以上の契約期間がある場合、また500万サウジリアル(約135万米ドル)を超える価格の場合、財務省に対し契約を提出しなければならない。5年を超える期間の契約は、財務省の事前の承認を得ることが義務付けられている。
- ・ 政府は、契約の範囲内で価格の最大10%まで債務を増加させる、又は最大20%までかかる債務を減少させる可能性がある。
- ・ 契約の支払請求権、終了、罰則及び延長は、全て政府入札調達法において規制されている。
- ・ 政府が債務を履行しない場合、契約者は政府が債務不履行にあるという理由でその債務の履行を拒むことができないが、補償委員会(Compensation Committee)に対し賠償を請求することができる。契約者が初期段階において法廷で賠償請求を行うことは認められていない。

PPPプロジェクトに関しては、新しく国家民営化・官民パートナーシップセンターが2017年に設立された。同センターは、セクターを越えてプロジェクトの展開を監督する役割を担い、今後このプロジェクトに関してさらなる規制やガイダンスを公表する見込みである。





汚職防止

汚職防止

サウジアラビアの発展に伴い汚職は重大な課題となっており、そのコストは経済と国家財政を圧迫している。最近注目されたサウジ実業家らの拘留やその後の刑事和解は、世界の関心を集め、当局がサウジアラビアにおける汚職を嚴重に取り締まろうと模索していることを示唆している。贈収賄の訴追に関連する問題は現地メディアがより一層積極的に報道しており、これも当局が法執行により積極的な姿勢であることを示唆している。

サウジアラビアにおける汚職防止への取り組みについては、国家汚職対策委員会(National Anti-Corruption Commission)が所管し、監査機関及び法執行機関と連携している。さらに、これらの当局の捜査権及び訴追権を強化するために、国王令により、サウジアラビアにおける不正行為の廃絶を目的とした汚職防止委員会(Anti-Corruption Committee)が近年新しく設立された。

最初の汚職防止条項は、1996年に公布された贈収賄防止法(Anti-Bribery Law)に定められている。更に近年、公務員への贈答に関する規則を定める法令が2015年に公布され、また内部告発者保護に関する法令が2018年に公布された。

贈収賄防止に関する法改正は、2018年7月の諮問評議会による修正案の承認を受けて、早期の施行が見込まれるが、当該改正は、現行法の条項の多くに優先する可能性がある。かかる改正は、特に、検察庁(Public Prosecution)内に近年設立された専門の汚職防止部門をはじめとする、新たな施行手段と共に、汚職に対するより強い抑止力を与えると考えられ、これはサウジアラビア国内における従来の商慣行に大きな影響を与える可能性がある。総体として、当局は汚職の発見、起訴及び関連犯罪に対する市場の安定強化の能力向上に大きな成果を上げている。

公務員の贈収賄

贈収賄防止法は、主に「公務員」に焦点を当てている。公務員の定義はかなり広く、株式会社の取締役と労働者にまで及び、さらには、政府プロジェクトへのコンサルタントのような政府関連プロジェクトに従事する民間部門の個人や銀行に勤務する者にまで及ぶ場合がある。公務員の定義には、次の者が含まれる。

- ・ 永続的又は一時的に政府又は公営事業体に勤務する者
- ・ 政府又は司法当局により任命された仲裁人又は専門家
- ・ 政府機関又はその他の行政機関により特定の業務遂行を任命された者
- ・ 公共施設を管理、運営若しくは維持する、若しくは公共サービスを提供する会社又は個人事業体で勤務する者、並びに株式会社、政府により持分を一部保有された会社、並びに銀行業務に従事する会社及び個人事業体で勤務する者、並びにかかる事業体の取締役会の会長及び構成員

贈収賄防止法上、「収賄者」は、(特に)次の各号のいずれかの対価、自身若しくは他人のために様々な贈答品若しくは支払を要求、受諾又は收受し、又はこれらを約束した公務員を指す。

- ・ 行った行為が適法であっても(かつ約束した行為を遂行しない意図があったかどうかを問わず)、自身の公務又は公務と疑われる行為を遂行すること
- ・ 行為を行わなかったことが適法であっても(かつ約束した行為を遂行しない意図があったかどうかを問わず)、自身の公務又は公務と疑われる行為を遂行しないこと
- ・ 事前の合意がない場合であっても、(違反の対価として)自身の義務に違反すること
- ・ 公的機関から契約、命令、決定、約束、ライセンス、供給合意、仕事、サービス若しくは各種特権を取得するため、又は取得を試みるために実際に与えた、若しくは与えたと評価される影響力を用いること
- ・ 嘆願、要望又はあっせんの結果として、業務の遂行又はその懈怠により自身の義務に違反すること

刑罰及び執行

前記の違反の刑罰は、3年以下の懲役及び/又は10万サウジリアル(約2万7500米ドル)以下の罰金から10年以下の懲役及び/又は100万サウジリアル(約27万5000米ドル)以下の罰金に及ぶ。

贈収賄防止法は、公務員の贈収賄に特定の刑罰が科されることに加え、贈賄者及び共犯者の刑罰についても規定していることに留意すべきである。さらに、公務員に收受を拒否された賄賂の提供者も、10年以下の懲役及び/又は100万サウジリアル(約27万5000米ドル)以下の罰金に処される。常習犯(贈収賄防止法に基づく前回の有罪判決の処罰が終了した後5年以内に同法上の別の違反を犯した者)は、法定の刑罰の最大限度を上回る刑罰が科される。贈収賄防止法違反で有罪を宣告された公務員は免職となり、かつ最低5年間は公職の就任又は公務員の責務である行為の遂行を禁じられる。また、違反者の財産、特典又は特権は原則として没収され、贈収賄違反違反の判決は、刑罰として公示される。

贈収賄防止法は、違反に関係する情報の提供者(すなわち内部告発者)への報酬を定める。贈賄者又は共犯者でなく、かつ贈収賄防止法の違反を立証する情報の提供者には、5000サウジリアル(約1350米ドル)以上、没収された金額の半額以下の報酬が与えられる。適切と認められる場合には、さらに高い報酬を受けられる場合もある。

贈収賄の通報等は、詳しい調査のために国家汚職対策委員会及び/又は検察官(Public Prosecutor)に対して行われることが一般的である。贈賄者に対して通常取られる法的措置は、予備調査、出頭命令、逮捕、起訴、裁判、政府との合意、判決である。贈収賄規定は、サウジアラビア人か外国人かを問わず一律に適用され、法執行は国籍に左右されない。

法人のリスク

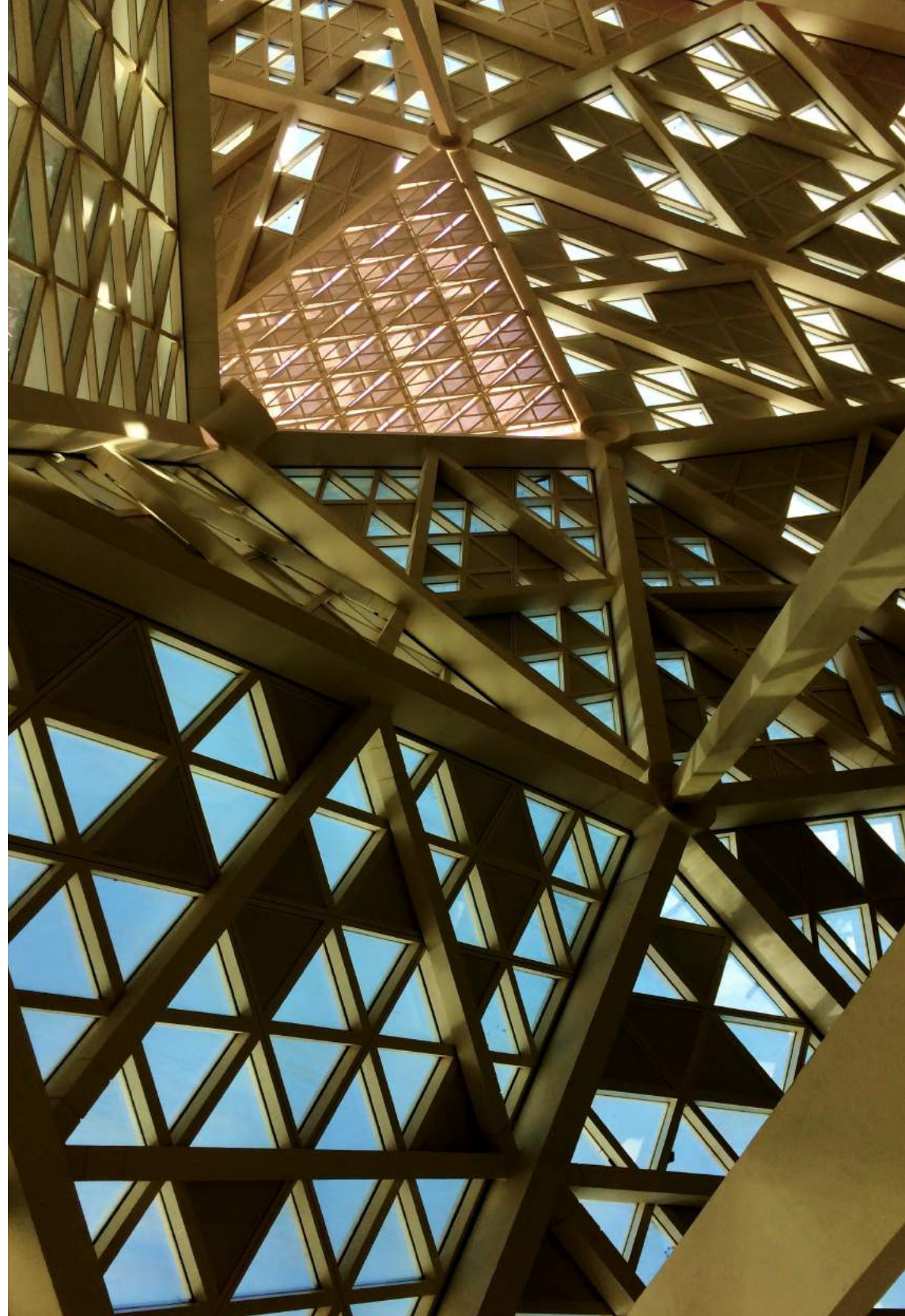
民間会社の経営者又は労働者が会社の利益のために贈収賄防止法に違反し有罪判決を受けた場合、同法は、法人に対して、賄賂の金額の10倍以下の罰金が科されること及び/又は公的調達若しくはプロジェクト契約締結の禁止を規定している。かかる禁止の期間は最低5年である。違反の発見前に贈賄者が当局に自主申告した場合には、刑罰を免除される可能性があり、これにより、法人は贈収賄防止法の違反リスクを限定しうると考えられる。

贈収賄防止法は、法人が贈収賄防止に関するコンプライアンス・トレーニングを実施していることをもって、同法違反の法的リスクを減免することは意図していない。もっとも、実務上は、サウジアラビア国内で運営する国際企業は、他の法域で適用されるコンプライアンス・プログラムを採用するのが一般的である。

贈答品及び接待

合法的な贈答品及び接待は、贈収賄防止法の適用除外とはならない。収賄者が得る特権等は、その種類又は対象にかかわらず、また物理的なものであるか否かを問わず、(禁止された)贈答品又は約束とみなされる。もっとも、実務上は、取引の過程における華美ではない食事等の簡素な接待は、贈賄の意図がない場合には、贈収賄防止法上の賄賂とみなされる可能性は低い。但し、贈賄の意図は、状況次第で推察可能である。従って、会社は、贈答品及び接待の提供に注意を払うこと、そしてかかる事象を全て透明性のある方法で文書化することが望ましい。

贈収賄防止法とは別の法令として、公務員に対する贈答品に関する規則(Rules on Gifts to Officials)が2015年に公布された。当該規則に従い、公務員は、訪問時及び公式の祭典時、又は公式の賓客の応接時に、訪問及び行事の慣習及び礼儀に従って贈られる贈答品を受け取ることができる。当該規則に従い、贈答品は現金であってはならず、また贈答品の種類や金額は、機会に応じて慣例上贈られるものと整合していなければならない。なお、贈答品を贈る者は、公務員又は公務員が所属する公的組織により付与されるもの(特典)に特別な利害関係を有してはならない。通常、公務員に贈られる贈答品は、公務員が所属する公的組織により所有され、かかる団体内での保存又は展示に適した場所で保管されるべきである。公務員が贈答品を自身で保管することが認められる例外としては、高額でない贈答品(通常、4000サウジリアル(約1000米ドル)以下)、金額に関係なく一般に個人使用消費用の贈答品等がある。





株式市場

株式市場

サウジアラビア政府は、長らく時価総額が湾岸最大の上場株式市場であるタダウル(サウジアラビア証券取引所)の安定性を改善する方法を模索してきた。タダウルの重要な投資家の大部分は、地元の個人投資家又は高額所得者である。上場株価の変動率は、定常的に、サウジアラビアの資本市場の弱点を浮き彫りにしている。

グローバル株価指数の主要プロバイダーであるMSCIが、最近、サウジアラビア王国を「新興国市場(Emerging Market)」に格上げしたことにより、投資家層の多様性とサウジアラビア資本市場の流動性が高まることが期待されている。2018年3月に、「第二新興国市場(Secondary Emerging Market)」としてFTSE Russellにも追加されたサウジアラビアは、2019年5月のセミ・アニュアル・インデックス・レビュー(SAIR)及び2019年8月のクォーターリー・インデックス・レビュー(QIR)と同時期の2つのフェーズで、MSCIの新興国市場指数(Emerging Market Index)に組み入れられる。

資本市場庁(Capital Market Authority (CMA))は、国際投資家のサウジアラビア資本市場への参加を促すため、特定の適格外国機関が、自身のため及びクライアントに代わって、タダウルの株取引に直接アクセスすることを可能にする規則案を2014年に発行した。外国からの直接投資にタダウルを開放した背景には、次の論理的根拠がある。

- ・ 市場安定性の改善及び価格変動性の低減
- ・ 金融市場についての地域の専門知識の拡大
- ・ 上場企業の全体的なパフォーマンスをあげるための市場効率の向上及び当該上場企業に対する奨励
- ・ 上場企業のコーポレートガバナンス及び透明性の向上
- ・ タダウルの国際格付けの引き上げ
- ・ 市場及び上場企業について行われる調査及び評価レベルの向上

資本市場庁は、2015年に「適格外国金融機関の上場株式投資に関する規則(Rules for Qualified Foreign Financial Institutions Investment in Listed Shares)」を正式に公表し、同規則は2016年9月に施行された。GCC諸国民及び企業は、タダウルの上場株式に直接投資することができるため、同規則は適用されない。

同規則は最近、2018年1月に改正され、上場株式に投資するために適格外国投資家(QFIs)として登録及び承認されるための手続、要件及び条件を定めている。また、サウジアラビアの登録証券業者の適格外国投資家との取引における義務も定めている。適格外国投資家は、同規則に基づき、議決権、取締役の任

命への関与及び株主割当権(rights issue)を含む株主権を行使することができる。適格外国投資家は、多数の新規公開株を含む、タダウルに上場されている多数の証券に投資することができる。また、適格外国投資家は、タダウルのNomu並行市場(Nomu - Parallel Market)にもアクセスすることができる。当該市場は、上場要件を軽減した並行株式市場であり、株式公開を検討している企業の代替的プラットフォームとなる。

適格外国投資家のステイタスの取得を目指す申請機関の評価は、資本市場庁ではなく、評価受託者(サウジアラビアKSAで証券事業を行うことを資本市場庁から認められた事業体)が行う。評価受託者は、同規則に定められた基準及び手続きに基づいて申請書を審査する。

一般に、適格外国投資家としての資格を得るために、申請者は、次の各基準を満たさなければならない。

- ・ 銀行、証券会社、投資ファンド、保険会社又は政府及び政府関係機関であり、正式な認可を受けているか、規制監督体制に服していること。また、資本市場庁と同等の規制及び監視基準が適用される管轄法域内で設立されていること。
- ・ 政府及び政府関係機関を除き、最低5億米ドルの管理又は保管資産を有すること。

適格外国投資家の関連会社又は特定の基準を満たした外国資産管理者及びそれらが管理するファンドは、別途申請書を申請することなく、適格外国投資家とみなされる。

同規則は、投資について次の規制及び制限を課す。

- ・ 適格外国投資家は、タダウルに上場している発行者の株式又は転換権付負債証券を10%を超えて保有してはならない。
- ・ タダウルに上場している発行者の株式又は転換負債証券は、49%を超えて、外国投資家に保有されてはならない。

適格外国投資家による投資は、株式会社における外国資本比率に関する規制、その他の関連規制当局の規則及び発行者の設立基本文書の条項に服する。



金融

金融

サウジアラビア通貨庁(SAMA)及び銀行業

サウジアラビア通貨庁(Saudi Arabian Monetary Authority (SAMA))は、サウジアラビアの中央銀行であり、銀行セクターの規制当局である。1966年銀行業規制法(Banking Control Law 1966)は、その施行規則とともに、サウジアラビアにおける銀行活動を統治する主要な法律を構成している。銀行業規制法では、「銀行業」を次のように定義している。

「当座又は定期預金の受入、当座預金口座の開設、信用状の開設、保証状の発行、小切手、支払指図書、約束手形及び類似するその他の価値のある手形の支払及び回収、手形、為替手形及びその他の商業手形の割引、外国為替取引の業務並びにその他の銀行業務」

本章では、銀行業に焦点を当てる。銀行業は、資本市場庁が規制する「有価証券関連業」と区別すべきである。資本市場庁理事会により2005年6月28日(ヒジュラ歴1426年5月21日)付決議番号第2-83-2005号にて公布された有価証券取引業に関する規制(Securities Business Regulations)は、取引、調整、運用、助言及び保管といった証券活動に関して、資本市場庁からの証券業認可を申請するための要件を規定している。

シャリーア法に準拠した取引

国家統治基本法によると、サウジアラビア王国は、アラブ・イスラム国の完全なる主権国家である。宗教はイスラム教で、憲法は聖クルアーン及び予言者ムハンマドのスナ(言行)である。クルアーン及びスナは、イスラムのシャリーア法を形成し、サウジアラビア法の全ての原理の基盤である。

シャリーア法の契約に関する原理は、サウジアラビアでは成文化されていない。従って、シャリーア法は広範かつ一般的な性質であるため、サウジアラビアの裁判所は、一般的に、契約の検討及び解釈において、確立された法原理に自由な裁量を組み合わせて適用する。この柔軟性を考慮すると、サウジアラビア法は一般的に、取引がシャリーア法で禁止されている活動に関係しない限り、当事者にその取引の条件を交渉する自由を与えていると考えられる。

サウジアラビアで使用されている資金調達構造は、通常、イジャラ(Ijara)又はフォワード・イジャラ(Forward Ijara)(ファイナンスリースに類似)、ムダーラバ(Mudaraba)又はムシャラカ(Musharaka)(ジョイントベンチャー又はパートナーシップに類似)及びムラーバハ(Murabaha)等のイスラム金融の仕組みを用いて構成されている。

銀行業改革

サウジアラビア政府は、金融業界の主要分野を改革するための法律一式を發布した。

- ・ 商業質権法(Commercial Pledge Law): この法律は、2018年に發布され、将来の動産を含む動産に対する担保の取得及び浮動担保の設定を扱う。
- ・ 不動産担保法(Real Estate Mortgage Law): この法律は、抵当権の登記について規定する。また、抵当権者が抵当権を移転できるようにすることでセカンドリーの抵当権市場を促進する(また、それによって借換えのために資本市場へアクセスすることを可能にする)。この法律は、民間部門が住宅金融においてより大きな役割を果たせるよう道を開き、借入費用を削減することを企図している。
- ・ 不動産金融法(Real Estate Finance Law): この法律は、不動産金融会社に、サウジアラビア通貨庁から認可を受けることを義務づける。
- ・ 金融会社監督法(Law on Supervision of Finance Companies): この法律は、サウジアラビア通貨庁を、サウジアラビアで営業することを認められた金融会社の規制機関として規定する。
- ・ ファイナンスリース法(Finance Lease Law): この法律は、資産の貸付について規定する。賃借人は、貸付資産を合意された目的のために使用するよう義務づけられ、その資産の運営維持管理について責任を負う。

担保設定及び保証

商業質権法(Commercial Pledge Law)

商業質権法は、サウジアラビアにおける「動産」に対する担保設定の環境を変え、サウジアラビアの銀行業の法実務にも影響を与え、貸付取引に多種多様なオプションが提供された。

- ・ 動産-現在及び将来の財産並びに将来の権利: 以前は、存在する動産に対して担保を設定することは可能であったが、将来の動産(例えば、建設中の機械又は銀行口座に入る将来の預金)に対して担保を設定することは一般的に不可能であった。商業質権法は、既に存在しているか、まだ存在していないかにかかわらず、動産に対する担保設定を可能にすることを企図している。将来存在することとなる動産について、質権設定者は、購入又は建設契約を結んでおり、資産、その価値及び完了日を説明できるはずである。将来の権利には、質入れ又は譲渡担保権を設定できる債権を含み、これは契約又は請求書に基づく債権も含む。
- ・ 通商債務証券: 重要なことに、商業質権法は、「通商債務」を担保する質権設定契約に適用される。通商債務とは、商業又は専門的活動から生じる債務をいう。

- ・ 登録質権、占有質権及び優先権：商業質権法に基づく質権登録(該当する場合)は、商業質権の統一登録簿(the Unified Register of Commercial Pledges)への登録が必要であるが、特定種類の資産(例えば、車両、船舶、航空機)についての特別登録簿がある場合は、対応する特別登録簿への登録で足りる。動産に関連する質権設定契約は、それが登録済みである場合又は動産の占有が質権者若しくは受託者に移転された場合、第三者に対して有効である。在庫及び原材料については、浮動担保の設定が求められる(以下で説明)。同一の担保財産について、複数の担保を設定することが可能である。登録質権者は、同一の担保財産に関して未登録質権者よりも優先権を有する。複数の登録質権者が存在する場合、登録日の早い者が優先権を有する。質権設定契約上の質権者は、質権者間で別段の合意がない限り、浮動担保又は営利企業に対する質権上の質権者よりも優先権を有する。商業投資省は、本稿の執筆時点で、質権の電子登録について規定することを目指す商業質権統一登録規則(Commercial Pledges Unified Register Regulation)案を発表している。
- ・ 銀行口座に対する質権：商業質権法による重要な進展として、銀行口座にある現在及び将来の預金の両方を質入れできるようになったことがある。商業質権法のもとでは、質権設定日時点で銀行口座に預入れている預金及び将来の預金の両方を担保に取ることができる。これは、預入れ及び引出しが定期的に行われる当座預金口座及び稼働中の口座の預金を担保に取る場合に特に重要となる。質権設定者及び質権者の別段の合意がない限り、質権設定者が銀行口座を操作することは許されない。
- ・ 浮動担保：商業質権法は、浮動担保を動産に対して設定された質権として定義しており、その動産の要素を規定していない。実際上、質権設定者及び質権者は、質権の対象となる特定資産を特定する必要はない。在庫及び原材料は、浮動担保の範囲となる。浮動担保は、第三者に対して担保を有効にするために、商業質権の統一登録簿に登録しなければならない。質権設定者は、在庫についての月次報告書を提出することを義務付けられており、両当事者の別段の合意がない限り、その在庫量が、必要とされる担保財産の50%を下回ることは認められていない。
- ・ 営利企業に対する質権：営利企業又は営利事業に対する質権は、担保権者が、商業又は専門的活動を行う事業体を担保に取ることを可能にする。営利企業に対する質権については、その企業の無形要素(のれん及び顧客データベース)及び動産を含む有形要素、権利(債権及び帳簿負債)並びに商業活動が行われている場所を含む商業又は専門的事業の全要素に対して担保が設定される。その事業により販売される製品の在庫は除外される。
- ・ 有価証券に対する質権：商業質権法は、上場及び非上場企業の株式(株式非公開株式会社の株式)を、その適用範囲から除外している。しかし、事業体の一部(例えば、有限責任会社の一部又は持分)は、この商業質権法の適用対象となり得、商業質権の統一登録簿への登録が必要であ

る可能性がある。その他の非上場有価証券は、対抗要件を規定する特別法の適用を受けない限り、登録が必要となる可能性がある。

- ・ 質権設定契約：商業質権法は、質権設定契約の構成要素を定めている。重要な要素には次のものが含まれる。①担保財産が存在しない場合、担保財産の予想される概要、存在に至るおおよその日付及びおおよその価値が明記されるべきである。②被担保債務の概要、金額又は上限額が明記されるべきである。③被担保債務の支払期日又は予定支払期日が明記されるべきである。

サウジアラビアにおける不動産抵当権

登録不動産抵当権法(Registered Real Estate Mortgage Law)(以下「抵当権法」という。)は、2012年に公布され、サウジアラビアにおいて不動産金融を促進するための重要な一歩となった。現地銀行は、最近まで、担保対象不動産の所有権を名義会社に全面譲渡(Ifrah)していた。その仕組みの下では、債務者は、融資期間中、融資を提供する銀行によって設立された特別目的会社に、不動産の所有権を移転する。一旦資金が返済されると、所有権は債務者に復帰する。

抵当権法は、不動産の所有権を借主に残したまま銀行が登録された抵当権を取るといった伝統的な抵当権構造に道を開いた。抵当権法のいくつかの主要な特徴は次のとおりである。

- ・ 不動産に対する抵当権が登録されると、他の債権者に優先して、被担保債務を不動産の売却から回収することができる。
- ・ 抵当権は、被担保債務の額又はその債務の限度額が抵当権設定契約に明記されている限り、特定債務並びに将来の債務又は偶発債務に関して設定されるべきである。
- ・ 不動産所有者(抵当権設定者)は、不動産から発生する賃貸料及びその他の収入を引き続き受領する。
- ・ 抵当権設定者及び抵当権者は、抵当権設定契約の中で、抵当不動産から生じる債権に基づく金銭を、債務償還計画に従った債務の支払並びにその他の手数料、費用及び利益の支払に対して使用することに同意することができる。
- ・ 不動産が抵当に入れられている場合、5年以上のリース契約は実施できない。
- ・ 一つの不動産につき複数の抵当権者が許容され、一連の抵当権(例えば、第一抵当権、第二抵当権等)を設定できる。

2017年5月、サウジアラビア通貨庁は、銀行及び金融会社に対して、不動産抵当権の登録を遵守し、また、不動産を抵当に入れる代わりに、不動産の所有権を移転する手続を停止すること、銀行及び金融会社の名前で現在登記されている不動産のステータスを3年以内に修正し、関連する顧客に通知を行うこと、公証人が抵当権の登録を控える事案についてサウジアラビア通貨庁に通知することを促す通達を

発行した。この通達は、実質的に、所有権の移転による実質的担保設定を制限し、その代わりに、不動産に対する担保を、抵当権法に基づく抵当権として登録することを要求する。

さらに、重要なことには、サウジアラビア通貨庁の通達の発行後、公証人は、抵当権を登録するために銀行が提示を求められる情報に関するガイドラインを公表した。最も注目すべきことは、銀行が、抵当権によって担保される債務がシャリーア法に準拠した取引(タワルグ(tawarruq)又はムラーバハ)と関連していることを示す確認書を提供しなければならないことである。なお、最近、不動産金融を提供する際に使用されるイジャラ及びムラーバハの標準書式がサウジアラビア通貨庁により発行された。

これらの法的及び規制の発展は、政府出資の住宅制度とあいまって、サウジアラビアの不動産・住宅市場のさらなる改革を示すものである。

保証

保証は、一般的にサウジアラビア法において認められており、企業及び個人により、主たる債務者が支払を履行しなかった場合に、その支払を約束するものとして、第三者債務の担保のために提供される。保証により、債権者は、保証人に対する償還請求権等を得るが、サウジアラビアにおける保証に関しては、債権者が留意すべき点は多い。

- 主たる債務: 保証人の保証債務は、主たる債務者の債務に附従する。さらに、債権者が、主たる債務者を一切の被保証債務から解放した場合、保証人もその債務から解放される。同様に、主たる債務が無効となった場合には、その保証も無効となる。また、債権者は、主たる債務者の債務がイスラム金融の主目的を満たさない取引に関するものである場合、その保証が実行不可能となるリスクがあることに留意すべきである。例えば、デリバティブ契約は、一般的にシャリーア法の観点からは執行できない。従って、保証が、そのような取引を担保するために提供され、その主たる債務が不確実又は投機的とみなされた場合には、保証の実行可能性には疑義が生ずる。
- 催告: 保証契約に基づく催告は、書面で行われる必要がある。この点について、サウジアラビアの裁判所の判決及びその他の司法当局の判断は、ファクシミリ、テレックス、銀行間のコンピューター通信システム又は電磁的方法による通知が有効でない場合があるとしている。従って、証拠を確保する観点から、債権者は、催告を含む保証人への全ての通信記録を、ハードコピーにより提供すべきである。
- 執行力: 債権者は、サウジアラビア法のもとでは保証が「任意の」義務であるとみなされるため、サウジアラビア裁判所及び司法委員会が保証を保証人に有利に解釈する可能性が高いことに留意すべきである。

例えば、サウジアラビア法は催告期間又は期限を定めていないが、銀行紛争解決委員会(Banking Disputes Settlement Committee)は、債権者の保証人に対する権利行使の遅延は、債権者の保証人に対する権利放棄と解釈できるとの判断を下している。

- 金銭全額保証(*all monies guarantees*): 特定保証及び金銭全額保証の区別は重要である。保証人は、金銭全額保証のもと、主たる債務者から債権者への一切の債務を、それが保証時点で存在するか又は将来発生するかにかかわらず、保証する。債権者は、「全ての金銭」に対する保証に関し、サウジアラビアでの実行に問題が生ずる可能性があることに留意すべきである。シャリーア法の原理では、契約に不確実性があってはならない。この原理の適用にあたり、サウジアラビアの裁判所は、一般的に、特定債務又は特定の金額を有するものに関して保証を付すよう要求する。また、サウジアラビアの裁判所は、回収可能最大価額を定めており、一定の有効期間を有する保証を好む。
- 約束手形(*promissory notes*): 債権者は、サウジアラビアにおける準証券の一形態である約束手形に留意すべきである。約束手形は、1964年商業手形法(Law of Commercial Papers 1964)に規定されている商業手形の定義に該当し、サウジアラビアにおいて、一般的に、最も速く実行できる手形の一つとしてよく使用されている。約束手形に基づく一切の請求は、約束手形が関係する原取引の調査を行わない執行裁判所に直接提出することができる(約束手形はその原契約から独立して扱われるため)。実行に2年以上かかることがある保証とは対照的に、約束手形は数ヶ月で実行することができる。このため、市場慣行として、債務者及び保証人の両者からの資金調達に、約束手形が選択されるようになった。保証には、約束手形の付与及び再発行に関する規定を組み込むことができ、債権者には、より効率的な実行方法が提供される。約束手形は、サウジアラビアでライセンスを得ていない外国債権者でも実行できるが、実行の有効性は、債務者の流動性に依拠する。
- アップストリーム保証(*upstream guarantee*): アップストリーム保証(子会社が株主のために提供する保証)及びこれらが許可される範囲は、サウジアラビア法のもとでは度々議論となる。特に、配当可能利益のみを株主に分配することができる旨を記載した2015年KSA法第999号(以下「会社法」という。)第10条が、保証に適用されるかどうかについては異なる見解が存在することに注意する必要がある。より厳格な見解では、保証による支払が純利益をもって行われなかった場合、配当の分配は禁止された分配にあたりとされる。一方の見解では、保証による支払が適切な目的のために行われ、かつ、保証子会社にとって実証可能な企業利益がある場合、禁止された分配にはあたらないとしている。見解の相違を踏まえ、債権者は、保証のパッケージにアップストリーム保証を含めることの影響を考慮すべきである。また、会社法第10条は、クロスストリーム保証(関連会社に提供される保証)を禁止するものであるとは考えられていないが、一般的に企業利益を実証する必要がある。同様に、ダウンストリーム保証(親会社から子会社へ提供される保証)は、当該規定の影響を受けない。



倒産

倒産

近代的で目的合理性のある倒産制度が存在しないことは、実業家や専門家、その他サウジアラビアでビジネスに関わる者の大きな悩みの種であった。それによる問題には、以下のようなものがあった。

- ・ 無秩序に債権回収が行われる結果、ある債権者は弁済を受けられる一方で他の債権者は全く弁済を受けられない。
- ・ 債権者にとっても債務者にとっても不利になる可能性があるため、債務整理の余地が乏しい。
- ・ 債務者の財務状況に関する情報が欠如している。
- ・ 多数の債権に関して訴訟が提起される。
- ・ 資産の隠匿や倒産前に適正な価格を下回るか無償で行われる資産処分により、債務者が債権者の権利を侵害しようとする。

2015年の政策提言を経て、2016年に商業投資省が破産法の制定計画を発表し、法案を公開した。2018年2月には新破産法が官報に掲載され、同法は2018年8月に施行された。新破産法は、近代的な欧米式倒産制度の特質を備えている。

新破産法の基本的な適用対象は、次のとおりである。

- ・ サウジアラビアにおいて通商、専門職又は営利事業を営む個人又は会社
- ・ サウジアラビアに資産を有する、又は、ライセンスを受けた事業体を通じて通商、専門職又は営利事業を営む非サウジアラビア投資家

新破産法は、破産又は支払不能の状態にある者に、清算の必要性に優先して、具体的には次の債務整理手続を用意している。

- ・ **執行停止措置**：債務者は裁判所に対して執行停止措置を求める申立を行い、支払猶予を求めることができる。裁判所は最長で90日間の暫定的支払猶予命令を発令することができ、合計で180日を越えない範囲で当該期間の延長ができる。当該期間中は、例外的な場合を除いて、債務者に対する請求や執行が停止される。

- ・ **財務再生手続**：これは、裁判所により選任される財務再生官(financial restructuring officer)による監督の下で、債務者の事業財務上の再生に関して、債務者が債権者との間で私的整理することを目的とする手続である。財務再生官は、財務再生手続中、手続実行の公正を担保するため債務者の活動を監督する。債務者はその財産や責任に関する状況に影響を与えるような行為をする際には、財務再生官の承認を得る必要がある。財務再生計画案は、同一のクラスに属する債権者の債権額ベースで三分の二を占める代表する債権者と裁判所が承認する必要がある。裁判所が承認すると、財務再生計画は全ての債権者に適用されることになる。
- ・ **清算手続**：新破産法により倒産に対する処置に選択肢が追加されたことにより、清算は最後の手段と位置付けられる。清算の場合、清算人(liquidation trustee)の管理の下で債務者の資産が売却され、その収益は債権者間で分配される。清算人は、債務者の資産を換価し、債権一覧表を作成し、債権の優先順位に従って債権者間で残余財産の分配を行う。債務者が会社である場合には、清算の終了後、残余財産のない限り清算人は会社の解散に必要な手続をとる。なお、小規模破産者の清算については特別な取扱いがある。

相殺権の行使は、債権者間の平等を維持するために制限される。新破産法では、優先債権は劣後債権より先に支払われる形で債権の優劣が定められている。債権者を欺罔する目的でなされた取引、債務者の資産を隠匿する目的でなされた取引、債権者や株主を詐害する目的でなされた取引は、否認される可能性がある。なお、新破産法は、公式の倒産登録簿を設置して公の閲覧に供することを予定している。



不動産

不動産

サウジアラビアにおける不動産所有の主体

サウジアラビアでは、不動産の所有は、原則として、サウジアラビア国民に限定されている。但し、いくつかの資格要件に服する。

メッカ及びメディナの近隣の不動産に関する例外として、GCC諸国内の会社(持分者全員がGCC内の国民である場合)又はGCC内の国民個人は、

- ・ ライセンスを受けた事業活動を行う目的で利用するために、サウジアラビアの土地を賃借又は購入することができる。
- ・ 一定の制限や条件に従い、サウジアラビアにある居住用不動産を所有することができる。

GCC外の個人や事業体がかく僅かでも会社持分を保有している場合には、会社は「外資」となり、(投資資本額や投資期間に関する諸条件も含め、)サウジアラビア総合投資院からの外国投資ライセンスが必要とされることになる。サウジアラビアには、厳格なフロンティング規制法があるため、現地法人を利用した投資ストラクチャーについては慎重に検討する必要がある。

一般論としては、サウジアラビア総合投資院による外国投資ライセンスの要件によると、GCC外の会社は、以下のために合理的に必要なサウジアラビアの不動産(メッカやメディナの近隣ではない場合、あるいは王令により特に除外されている地域の場合)を所有することができる。

- ・ 専門職、技術者又は経済活動に関する行為であること。
- ・ 特定のプロジェクト上の用地開発目的であること。
- ・ ライセンスを受けているプロジェクトの労働者の住居であること。
- ・ 通常の適法な在留資格を有する自然人の居住用であること。

GCC外の外国人もサウジアラビアで不動産を所有することができるが、適法な在留資格を有し、かつ内務省(Ministry of the Interior)から許可を得ている場合に限られる。

権利の種類と登記制度

サウジアラビア政府は、国内の全ての土地(及び特定の土地区画上の全ての権利)を特定し、その情報を各指定不動産区域の不動産登記簿に記載する大規模な課題に取り組んでいる。この制度によって不動産取引を促進するため、技術的に正確な土地の特定を行い、投資を呼び込むための環境を整備する狙いがある。

サウジアラビアでは、土地の特定、所有、測量及び登記に関する法律が施行されている。もっとも、これらの法律が全国で完全に一貫した形で効果的に実施されていないわけではない。所有権が売主と買主の間の契約書類を通じて追跡される「譲渡証書システム(deed system)」とに対し、この制度は、公証人が所有権の変動を完了させ、法務省(Ministry of Justice)が備える登記簿にその詳細が記録されるというものである。実際の実務には地域毎の差があるほか、次に述べる経済都市においても異なる規則が適用される。

経済都市

サウジアラビアは発展を続けており、数多くの経済都市がある。本稿執筆の時点で、キングアブドゥラ経済都市(西海岸のジッダ近郊のマッカ地区)、ノリッジ経済都市(メディナ地区)、プリンス・アブドゥルアズィーズ・ビン・ムサーイド経済都市(北部のハーイル地区)、そしてジャザン経済都市(南西部)がある。

これらの経済都市の当局の発令する規則には、経済都市内で設立される全ての外資会社の登録、経済都市内で設立された外資事業体名義の全ての土地権利証書の登録、地域冷房、倉庫及び運送を含むサービス業者に対するライセンスその他の承認に関するものがある。

REITs

資本市場庁は、2016年、不動産市場への門戸をより幅広い投資家からの投資に開くための努力の一環として、タダウル(サウジアラビア証券取引所)における不動産投資信託(REITs)の組成を許可する新たな規則を導入した。この規則は、REITの管理、運営及び所有に関するものである。REITへの申込は、サウジアラビア国民に対してだけでなく、GCC諸国民やサウジアラビアに居住する外国人にも開かれている。非居住者である外国投資家もタダウルのREIT部門では取引が許されている。

計画外物件の売買

サウジアラビアでは、近年、次のような目的から、計画外物件(off-the-plan lots)の売買を規制する重要な施策をとってきた。

- ・ 買主と開発業者の権利を保護すること。
- ・ 透明性を引き上げること。
- ・ 不動産投機を抑制すること(そして不動産バブルを防ぐこと)。
- ・ 区分所有建物の所有のためのコストを軽減すること。
- ・ サウジアラビア全土において不動産を開発し供給を増加させること。

2016年には、国内の計画外物件売買に関する規則に、消費者保護の条項が追加されている。現在では、計画外物件の売買に先立って、開発業者はプロジェクトを実

行するための資金力があることの証拠を提出し、また、区分所有建物の買主からの回収金が他の目的に流用されることのないようエスクロー口座を開設するため、住宅省の未完成建物売買委員会(Off-Plan Sale Committee)に対して、プロジェクトの登録が義務づけられている。

こうした規則には、サウジアラビア技術者機構(Organization of Saudi Engineers)による公認を受けた相談事務所に建設過程を監督させる規定もあり、完工までの間はプロジェクトの進捗に関する四半期毎の技術報告書を提出するものとされている。

不動産抵当

抵当権法は、2012年に公布された。これは、登記された抵当権による債権保全を確実なものにするとともに、債権者となる銀行が、債務の完済までの間、債務者の不動産所有権を銀行の指定する者に完全に移転させるという実務を廃止するためのものである。しかし、抵当権により担保される債権は、シャリーア適格の金融取引に関するものでなければならず、利息が発生する通常の金融手法に基づくものであってはならないことに注意を要する。

共同所有不動産

新たに家屋所有者による団体の組成や共同所有物件の管理に関する規律を改善する立法がなされた。もともと実務上は、当該法律の実施状況にはばらつきがあり、開発業者が共同所有不動産を管理する役割を務めることも多い。マンション所有の需要が高まるにつれて、住宅省が家屋所有者団体を支援、規律する役割を担うようになり、近時、同省が共同所有者団体のベストプラクティスを定めた規則を公開している。

建物の区分所有

建物の区分所有制度に関する法律が2002年に公布された。同法は、マンション等の独立した所有権の対象となる区画について、分割可能な建物の「区分」所有又は「階層(strata)」所有について定めている。

付加価値税

サウジアラビアにおいても、2018年1月1日から、5%の付加価値税が施行され、同税が商業用及び居住用の物件譲渡取引に適用されている。但し、賃貸借や入居者のいる商業用建物の売買(これは事業の売買となる。)については、付加価値税が免除されている。

政府イニシアティブ

不動産の開発を促進し、不動産市場の信頼を確立するため、サウジアラビア政府は、数々の制度を実現してきた。具体的には、Etmam, Ejar, REGA及び遊休土地課税法がある。

- ・ Etmam(開発業者向けサービスセンター)は、開発プロジェクトの各段階において、不動産開発業者を支援することを目指して、政府が率先した制度である。Etmamは、土地の分割承認、建築許可の発行、計画外物件の販売ライセンス、建物の竣工証明書等のライセンスの付与や、不動産開発の承認手続における過度な遅延を防止するために、関連当局を調整する連絡センターとして機能している。
- ・ Ejar(不動産情報ネットワーク)は、(国外在住の者も含め)賃貸人と賃借人の双方が利用可能な、賃貸借サービスの電子ネットワークである。このサービスにおいて、賃貸人が物件を所有しているか、賃貸人の代表者に正式な権限があるか、不動産仲介業者が賃貸物件を取り扱うライセンスを有しているかを確認できることは、賃借人に大きな便宜である。さらに、賃借人は、Ejar内の監査チームに対して、仲介業者による過大な手数料の請求、仲介業者による賃貸借契約の更新手数料の請求、賃料を操作しようとする仲介業者による圧力、賃貸人によるEjarへの賃貸借契約登録の懈怠等、各種違反行為を通報することもできるようになった。
- ・ REGA(不動産規制当局)とは、不動産業界において、透明性を強化し、投資を促進し、消費者を保護するために設立された規制当局である。開発業者や賃貸人による濫用を防止するための(売買と賃貸における)価格指数を含め、様々な施策を進めており、また、ベストプラクティスを実施することを目標として、オーストラリア、米国、香港、シンガポール及びアラブ首長国連邦の不動産規制当局に比肩する水準の業務を行っている。REGAでは、不動産市場における様々な利害関係人の技能と資質を向上させる取組みの一環として、様々な研修事業や公認の課程の企画も行っている。
- ・ 遊休土地課税法(Idle Land Tax Law又はWhite Lands Tax Law)は、都市部における土地開発を行うことにより、用地不足の問題に対応するよう土地所有者に働きかけるため、(「White land」と通称される)都市部の開発未了地への課税を狙うものである。課税率は、土地価格の年2.5%である。この新税は、全国で手ごろな住宅を開発、増加させるための政策に沿うものといえる。



ITと通信

ITと通信

サウジアラビアは技術革新が経済にもたらす恩恵を享受することに熱心であり、サウジ・ビジョン2030は技術と革新を最も重要な投資分野としている。政府としても、通信やIT部門、そして究極的にはデジタル経済の発展を後押しするため、民間部門と共同している。

サウジアラビアの巨大な防衛費はより国内に向けられており、これによる技術移転の増加が見込まれる。その結果、一般製造業、通信、ITといった経済の他の部門も刺激を受けることが期待される。

さらに、サウジアラビアは、オンラインサービス、プロセスの合理化、通信経路の多様化、透明性の加速及び延滞の減少を押し進めることにより、電子政府(e-government)の世界的なリーダーとなることを目指している。電子商取引(e-commerce)も期待を集めている分野であり、政府の予想によれば2030年までに電子商取引により小売取引の8割程度が行われるようになる。

キングアブドゥルアジズ科学技術都市(以下(KACST)という。)の支援で開始したBadir計画は、サウジアラビアにおける新興の技術関連事業の成長を加速させる国家規模の計画である。このBadir計画の結果、本稿執筆の時点で、250余りの新会社が、電子商取引、通信、ソフトウェア及びスマートデバイスアプリの分野で活動を開始している。(KACSTのような)先端技術の中心地及び5000億米ドル規模の技術特化した巨大都市の計画によって、技術と革新の分野での事業展開の潜在力がさらに高まるが見込まれる。

また、近年のクラウドコンピューティングの規制方針に基づき、サウジアラビアでクラウドサービスのためのさらなるインフラ整備が促進されるであろう。

注目すべきは、以下の点である。

- ・ サウジアラビアには、電子取引を可能とする立法と共に、サイバー犯罪に焦点をあてた立法が存在する。
- ・ 現在のところ現代的なデータ保護法はないが、近い将来に対応される見込みである。もともと、データ保護法はなくとも、個人データ処理に必須となるプライバシーに配慮した現地法は整備されている。
- ・ 一定の基準やプロセスの導入を求める情報セキュリティに関する一般法はない。しかし、金融サービスの分野に適用されるサウジアラビア通貨庁(SAMA)のサイバーセキュリティに関する枠組(SAMA Cyber Security Framework)のような分野毎の法令は存在する。
- ・ 同様に、ITサービスの外注に一般的に適用される法令はないが、外注手続に関するSAMA規則(SAMA Rules for Outsourcing Processes)等の分野毎の法令は存在する。
- ・ 政府は、政府機関が、民間事業者との間で、期待収益分配原則(principle of shared expected revenue)に基づいて電子政府及び電子商取引のプロジェクトに対して資金を提供し、またそれらを実施する契約をする際の法令を公布している。
- ・ 通信及び情報技術委員会(Communications and Information Technology Commission、以下(CITC)という。)は電気通信及び情報技術部門の規制機関であり、様々な活動に関するライセンスや規制について管轄している。CITCは、サウジアラビアのクラウド利用者に対するクラウドサービスに関する条項を規定するクラウドコンピューティングに関する規制枠組(Cloud Computing Regulatory Framework)を策定している。



知的財産

知的財産

サウジアラビアは、以下を含む知的財産に関する数々の主要な国際条約及び協定の加盟国又は締約国である。

- ・ 世界知的財産権機関を設立する条約(Convention Establishing the World Intellectual Property Organization)(1982年5月22日)
- ・ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)(2004年3月11日)
- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)(2004年3月11日)
- ・ 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS))(2012年5月29日)
- ・ 特許協力条約(Patent Cooperation Treaty (PCT))(2013年8月3日)
- ・ 特許法条約(Patent Law Treaty)(2013年8月3日)

商標

2016年に、2014年GCC商標法(GCC Trademark Law of 2014)(以下「GCC商標法」という。)により2002年商標法(Trademark Law 2002)が代替された。GCC商標法は、各GCC諸国(バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦)それぞれの地域の商標法を統一させる統一法である。

GCC商標法は以下を規定する。

「名前、言葉、署名、文字、図、絵、ロゴ、タイトル、印章、紋章、写真、彫刻、パッケージ、その他の記号又は記号の集合等の特色を有するもので、企業の商品、製品若しくは役務を、他の企業と区別するため、又は、役務の提供若しくは商品若しくは役務の検査に対する管理を示すために、使用され又は使用されようとするものを商標とみなすものとする。声又は匂いも商標とみなすことができる。」

サウジアラビアは、商標の多区分出願を認めず、マドリッド協定議定書の加盟国でもない。

サウジアラビアにおける商標の基本的な出願要件は次のとおりである。

- ・ 出願人の氏名又は名称及び住所(並びに出願人が企業の場合は設立証書の写し)

- ・ 商品及び役務の一覧
- ・ 商標のソフトコピー
- ・ 出願書類の提出を担当する代理人を指定する真正な委任状

登録の手続は、本稿の執筆時点で、商業投資省が担当しているが、これは近々変更となり、国家変革計画における同省の取り組みの一環であるサウジアラビア知的財産権局(Saudi Intellectual Property Authority (SIPA))、以下「SIPA」という。)が、サウジアラビア国内における全ての知的財産権に関する公式登録所として担当を引き継ぐこととなる。

商標権の侵害は、罰金及び懲役並びに損害賠償及びその他の是正措置につながるおそれがある。損害賠償請求は、商標権者又は侵害者の行為のために損失を被った者が行うことができる。商標権者が、その商標権を行使するための民事又は刑事訴訟が開始される前に、商品又は書類(輸入品を含む。)を差し押さえる等の「予防措置」を申請するための規定もある。

著作権

2003年著作権法(Copyright Law 2003)は、著作物の種類、表現方法、重要性又は作者の目的にかかわらず、文学、芸術及び科学の分野で作成された著作物を保護する。それは、翻訳、編纂及びデータベース等の派生物も保護する。サウジアラビア法のもとでは、著作権を登録する必要はない。

著作権保護の期間は、一般的には作者の生涯及び作者の死後50年間である。放送局には、最初の放送日から20年間というより短い期間が適用される。

2003年著作権法は、罰金、侵害物品の没収、事業廃止及び懲役を含む著作権侵害に適用される罰則を規定している。

サウジアラビアは、ベルヌ条約同様、万国著作権条約(Universal Copyright Convention)の加盟国でもある。

特許権

キングアブドゥルアジズ科学技術都市(KACST)は、本稿の執筆時点で、2004年特許権、集積回路のレイアウト設計、植物品種、及び工業デザインに関する法律(the Law of Patents, Layout Designs of Integrated Circuits, Plant Varieties, and Industrial Designs 2004)の執行を担当している。KACSTの特許総局(General Directorate of Patents)は、サウジアラビアの特許庁として運営されており、特許権並びに工業デザイン、植物品種権及び集積回路のレイアウト設計の出願手続を担当している。この業務は、最終的にサウジアラビア国内全ての知的財産権の公式登録所となるSIPAに移管される予定である。

サウジアラビアの特許権を取得するために、発明は、新規性、進歩性があり、産業上利用可能でなければならない。明細書では、当該分野における通常の知識を有する者がその発明を実施できるよう、その発明を十分明確に開示しなければならない。請求項は、明細書によって明確、簡潔かつ完全に説明されなければならない。新規性は絶対的であり、進歩性は、出願された発明が属する分野における通常の知識を有する者に、優先日時点において、当該発明に自明性があるかどうかで評価される。特許権が付与され、金銭給付の継続的な支払の対象となった場合、サウジアラビアの特許権は通常、出願日から20年間存続する。

サウジアラビア法において、以下は、特許権を受けることができない発明である。

- ・ 植物品種、動物種又は植物若しくは動物を生産する生物学的方法(但し、微生物、無機及び微生物学的過程に関しては、いくつかの例外が適用される。)
- ・ 人間及び動物に必要な診断方法、治療方法及び手術
- ・ 発見、科学理論及び数学的方法
- ・ ビジネスの遂行、精神的活動又はゲームをするための計画、規則又は方法
- ・ 商業的利用が公序良俗に違反する可能性のある発明
- ・ 商業的利用が生命、人間、動物及び植物の健康又は環境に有害である発明

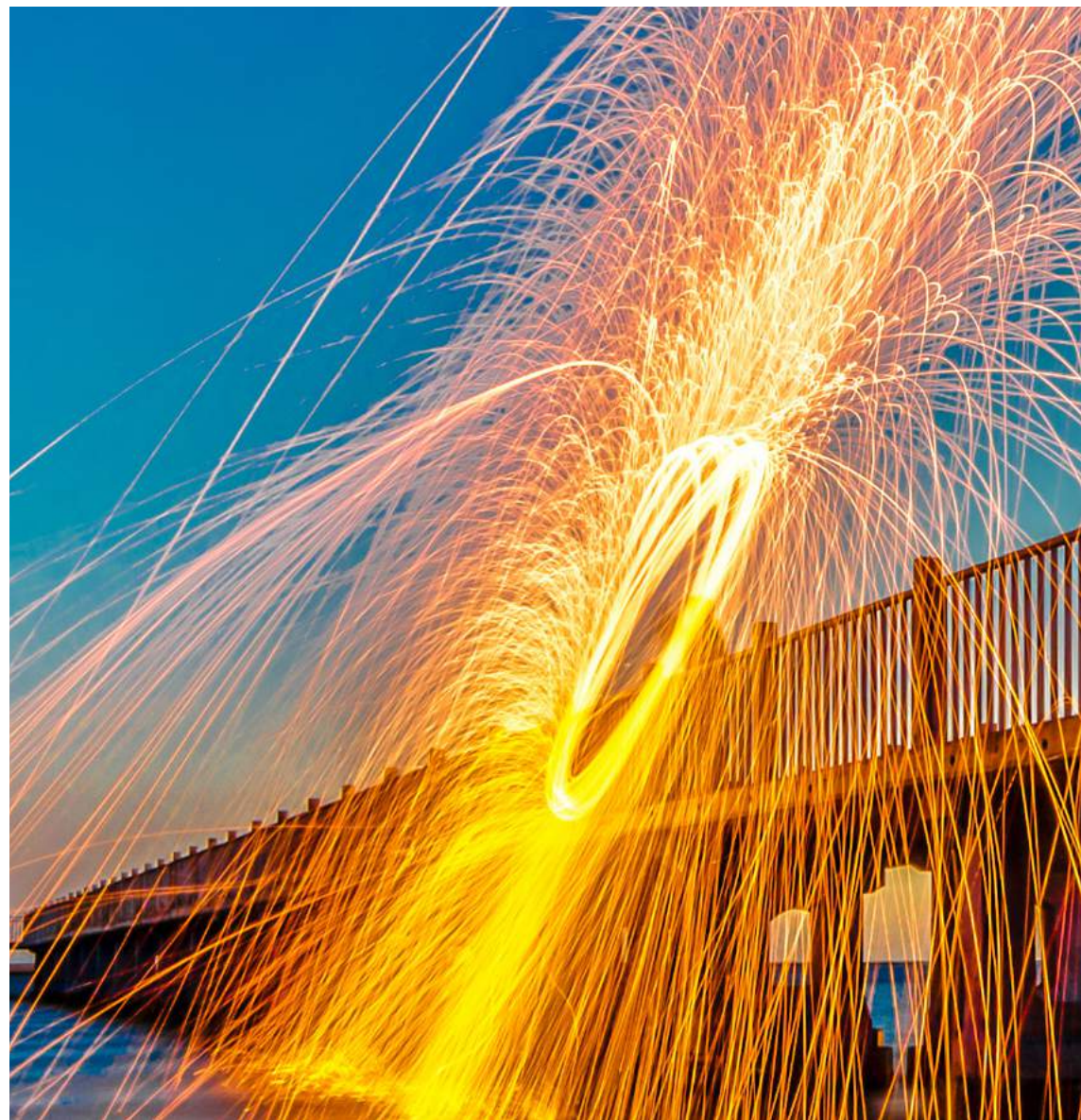
サウジアラビアにおける特許出願時に求められる基本的な出願要件は次のとおりである。

- ・ 出願人及び発明者の氏名又は名称及び住所
- ・ 国内及び外国出願の詳細
- ・ 要約、明細書及び請求項の英語の写しそれぞれ1部並びにアラビア語の訳文
- ・ もしあれば、図面2組(1組は番号を付されていないもの)

申請から1ヶ月以内に、委任状及び発明者から出願人への譲渡証(該当する場合)を提出する必要がある。両書類は、関係国のサウジアラビア大使館における認証を受ける必要がある。条約による優先権が主張される場合、申請から90日以内に優先権書類の認証謄本(大使館における認証の必要はない)を提出する必要がある。

サウジアラビアは2013年に特許協力条約に加盟したため、特許協力条約に基づく外国出願から国内段階移行手続をすることによってサウジアラビアの特許権を取得することが可能である。

サウジアラビア国内の特許出願手続とは別に、GCC特許庁(GCC Patent Office)を通じてGCCの特許を出願することも可能である。GCCの特許制度は、各GCC加盟国において出願人が特許権を保護するための便利な方法を提供している。GCCの特許庁は、湾岸地域での科学技術の進歩、技術移転及び地域の経済成長を促進するというGCCの目的を促進するために、1998年にリヤドに設立された。GCCの特許制度は特許協力条約の一部ではなく、パリ条約にも加盟していない。しかし、GCC特許庁はパリ条約の優先権の規則を尊重しており、GCC特許出願においては、GCCがパリ条約の締約国であるかのように、先の当該条約の出願に基づき優先権を主張することができる。





紛争解決

紛争解決

サウジアラビアの裁判制度

サウジアラビアの裁判制度の基本構造は次のとおりである。

- ・ 普通裁判所
- ・ 行政裁判所
- ・ 司法委員会及び準司法委員会

普通裁判所

普通裁判所は次のように審級構成される。

第一審裁判所

第一審の裁判所は、様々な訴訟に対応するが、主に次の5つの種類の裁判所に分類できる。

- ・ 一般裁判所は、他の裁判所、公証人又は苦情処理庁(the Board of Grievances)(行政裁判所)の管轄から外れる全ての請求及び証拠採否を委ねられている。
- ・ 刑事裁判所は、全ての刑事事件及び刑事事件の判決に左右される全ての事件を管轄する。
- ・ 人事裁判所は、全ての家事及び人事事件を管轄する。
- ・ 商業裁判所は、全ての主要及び継続的な商事紛争を管轄する。
- ・ 労働裁判所は、労働事案全てを管轄する。

控訴審裁判所

サウジアラビアの各地域には、一箇所以上の控訴審裁判所が設置されている。控訴審裁判所は、各管轄区域において控訴された第一審裁判所の判決及び決定を審理する。

高等裁判所

高等裁判所は、サウジアラビア国内に一つのみ存在する。高等裁判所は、普通裁判所の管轄事件において、シャリーア法の規定が適切に適用されているかを監督する。

行政裁判所

苦情処理庁(行政裁判所)は、国王直轄の独立した政府機関である。苦情処理庁は、政府組織が当事者となる紛争について管轄権を有する。普通裁判所の場合と同様に、苦情処理庁には、第一審行政裁判所、控訴審行政裁判所、高等行政裁判所という3つの審級がある。

司法委員会及び準司法委員会

準司法委員会は、特定の種類の紛争について管轄権を有する専門委員会である。例えば、銀行紛争委員会(Banking Disputes Committee)(サウジアラビア通貨庁により運営)、証券紛争解決委員会(Committee for the Resolution of Securities Disputes)(資本市場庁により運営)及び税関紛争を管轄する税関委員会(Customs Committee)(財務省により運営)がある。司法委員会の決定に対しては上級委員会に不服申立を行うが、準司法委員会の決定に対しては苦情処理庁に不服申立を行う。

仲裁

仲裁によるか裁判にするかは、一般に、個々の事件の状況や事情に応じた判断となる。

国際的要素を有する紛争の場合、様々な理由により、仲裁が正式な紛争解決の手段として好まれることが多い。仲裁は、準拠法、言語そして仲裁判断執行の点においてより柔軟性がある。しかし、いずれかの当事者がサウジアラビアの政府機関である場合には、閣議の許可がない限りは仲裁手続によることは認められない。

サウジアラビアは2012年に新たな仲裁法(Arbitration Law)を公布した。この法律は、仲裁人の選任を含む仲裁合意に関する要件を定めている。仲裁手続は、国際的に認められた仲裁機関の規則に従って進めることができる。また、仲裁はアラビア語以外の言語で行うこともできる。仲裁判断に対して、取消訴訟を提起することにより仲裁判断に異議を唱えることのできる範囲は限定されている。仲裁法は、仲裁判断の取消事由を規定しており、控訴審裁判所は、紛争の事実認定及び判断内容を審理する権利を有しない。

裁判判決及び仲裁判断の執行

2012年に、国内外の裁判判決及び仲裁判断をサウジアラビアで執行する制度及び手続を定めた法律が公布された。

外国裁判所の判決は、判決の相互承認執行に関するアラブ連盟条約(Arab League Treaty on the Reciprocal Enforcement of Judgments)又はGCC諸国における判決、委任及び召喚の執行に関する合意(Agreement on Enforcement of Judgments, Delegations and Judicial Summonses in the States of the GCC)

の加盟国の裁判所によるものである場合、シャリーア法に反しない限り、サウジアラビアにおいて執行することができる。

サウジアラビアは、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加盟している。しかし、サウジアラビアは、相互承認を留保しており、また、ニューヨーク条約では、その国の公序(public policy)に反する場合は、承認・執行の拒否事由となっているため、相互承認がない国を仲裁地とする仲裁判断の場合、又は仲裁判断がシャリーア法に反する場合には、同国裁判所は、当該外国仲裁判断の執行を拒絶できる。

